

第2次流山市地域福祉活動計画

誰もが自分らしく安心して暮らせるまちづくりを目指して



平成29年度～平成33年度

平成29年 3月



社会福祉法人 流山市社会福祉協議会

第2次流山市地域福祉活動計画策定にあたり

「誰もが自分らしく安心して暮らせるまちづくり」を目指し、平成25年3月に策定した流山市地域福祉活動計画（以下、前計画）から早くも4年が経過いたしました。前計画を策定した当時に比べ地域福祉に求められる期待は更に大きくなり、介護保険制度の改正による介護予防・生活支援総合事業の展開をはじめとする、要介護高齢者が住み慣れた地域でできる限り生活し続けることを支えるための「地域支援の強化」などは、その一例であります。さらに、平成27年4月からスタートした生活困窮者自立支援法による「個別支援」の必要性など、より専門性が高い支援が求められています。こうした中、第2次流山市地域福祉活動計画（以下、第2次計画）を策定しました。この計画は、前計画を検証し、流山市で策定する第3期流山市地域福祉計画（平成29年度～平成33年度）と基本方向で整合した計画となっています。



今回の計画では、地域の福祉ニーズを把握するため、日頃から地域福祉の推進に深く関わっている福祉関係団体（地区社会福祉協議会・民生委員・児童委員・日本赤十字社流山奉仕団・地域包括支援センター・老人クラブ）の方々を4地域の地域包括支援センター圏域でお集まりいただき地域懇談会を開催しました。この懇談会は、地域での福祉活動の取り組み、地域課題の掘り起こしや地域資源の洗い出しなど話し合われた内容を第2次活動計画に反映しながら、地域の力のネットワークの構築に重点を置いています。また、第2次活動計画では、第2編に「流山市社会福祉協議会活動強化計画」を盛り込み、社会福祉法第109条に位置付けられている公共性の高い団体として相応しい活動とは何かをはじめ、法人全体を見直し、実施する事務事業の優先順位を明確にしました。なお、本会が今後も持続可能な団体として地域福祉の牽引役となり住民福祉向上のため、全力を傾注して参る所存でございますので福祉関係団体等の皆様の一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、今回の第2次活動計画策定にあたり、丁寧な議論を重ねていただきました、策定委員の皆様方に心から感謝を申し上げます。

平成29年3月

社会福祉法人 流山市社会福祉協議会
会 長 鈴 木 孝 夫

目 次

はじめに

- (1) 社会福祉協議会とは……………1
- (2) 流山市社会福祉協議会について……………1
- (3) 流山市地域福祉活動計画の事業評価……………3

第1編 第2次流山市地域福祉活動計画

第1章 総 論……………5

- (1) 地域福祉とは……………5
- (2) 地域福祉活動計画とは……………5
- (3) 地域福祉活動計画策定の背景 ……5
- (4) 策定方法 ……6
- (5) 計画の位置づけと期間……………7
- (6) 計画の体系 ……8
- (7) 推進体制・管理 ……8

第2章 計画の基本的方向……………9

- (1) 流山市の地域福祉をめぐる現状と課題 ……9
- (2) 基本理念……………11
- (3) 基本目標(基本方向)……………12

第3章 具体的な取り組み……………14

基本方向の1〈住民への地域福祉活動の啓発〉……………14

(1) 広報啓発活動の推進……………14

(2) 福祉教育の推進……………15

基本方向の2〈地域福祉活動への参加促進と支援〉

……………16

(1) 地域福祉の担い手育成……………16

(2) ボランティア活動の推進……………17

(3) 地域福祉活動団体等に対する支援……………19

コラム1 「あなたのまちの最も身近な地区社協」……………20

コラム2 「地域包括ケアシステムと在宅医療・介護
の連携推進について」……………22

基本方向の3〈ネットワーク化の推進〉……………23

(1) 市との連携強化……………23

(2) 市民活動団体との連携……………23

(3) 地域力のネットワークの構築……………24

コラム3 「流山市内の買い物支援協力店」……………25

基本方向の4〈地域福祉活動の強化〉……………30

(1) 地域における生活支援……………30

(2) 福祉事業の充実(相談・支援体制の強化)……………31

コラム4 「流山市の各種福祉相談窓口について」……33

コラム5 「認知症とともに暮らすまちづくり」……35

第2編 流山市社会福祉協議会活動強化計画

第1章 組織活動強化計画……36

(1) 組織活動強化計画とは……36

(2) 策定の背景……36

(3) 社会福祉協議会の経営理念……37

第2章 組織体制の強化……38

(1) 職員体制の充実……38

(2) 運営体制の充実……38

第3章 財源の確保……39

(1) 財源について……39

(2) 会員・会費の確保拡大 ……40

(3) 新たな財源確保と節減について ……41

第4章 各種事業の展開……41

(1) 地域福祉事業……41

① ボランティアセンター……41

② 地区社会福祉協議会活動の支援……42

③ 相談事業……42

④ 学童クラブ(指定管理者事業).....	42
(2) 障害者就労支援事業.....	43
① 身体障害者デイサービス事業(指定管理者事業)	
...	43
② 障害者等訪問介護事業(指定障害福祉サービス事業)	
...	43
③ 流山こまぎ園(就労継続支援B型)の充実	44
(3) 在宅福祉サービス事業	44
① 高齢者デイサービス事業(指定管理者事業)	
...	44
② 高齢者訪問介護事業(介護保険事業)	45
③ 高齢者訪問介護事業(日常生活支援総合事業)	
..	45
④ 高齢者訪問介護事業(その他の事業)	45
⑤ 居宅介護支援事業(介護保険事業)	46
⑥ 介護認定訪問調査業務(市受託事業)	46

⑦ 流山市南部地域包括支援センター運営事業(市受託事業)

....47

(4) 施設管理事業(指定管理者事業).....47

① 流山市地域福祉センター管理事業.....47

② 流山福祉会館管理事業.....48

③ 自動販売機設置事業.....49

第3編 策 定 資 料

(1) 第2次流山市地域福祉活動計画策定委員名簿

.....50

(2) 作業部会員・事務局名簿.....51

(3) 策定委員会の開催状況.....52

(4) 作業部会の開催状況.....52

(5) 地域懇談会等の開催状況.....53

□ 用 語 集54

はじめに

(1) 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（通称：社協）とは、民間の社会福祉活動を推進し、営利を目的としない民間組織です。戦後間もない昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、地域福祉活動の推進を目的として設置されました。

社会福祉協議会は、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざし活動をおこなっています。

たとえば、ボランティアや市民活動の支援、相談活動、各種の福祉サービスの提供、共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域福祉の推進に取り組んでいます。

(2) 流山市社会福祉協議会について

流山市社会福祉協議会（通称：流山市社協）は、昭和42年（1967年）10月21日に任意団体として発会し、昭和52年11月16日に社会福祉法人流山市社会福祉協議会として厚生大臣（現：厚生労働大臣）の認可を得て、法人として設立されました。以来、流山市の「地域福祉活動」の牽引役として、地域の方々や民生委員・児童委員・ボランティア団体（個人）・各種福祉関係団体などと連携し、地域福祉活動の推進に努めています。

また、介護保険制度の施行とともに各種在宅福祉サービス事業を開始するほか、流山市地域福祉センター（流山市ケアセンター）・障害者就労支援事業「流山こまぎ園」・学童クラブの管理経営など地域と密着した、さまざまな事業活動を展開しています。

〔流山市社会福祉協議会の主な事業〕



流山市の福祉の拠点 流山市地域福祉センター(ケアセンター)

(3) 流山市地域福祉活動計画の事業評価

流山市社会福祉協議会では、平成25年度～平成28年度までの4年間、地域福祉を推進するための指針として、平成25年3月に「第1次地域福祉活動計画」を策定しました。

本計画は、3つの計画の柱と4つの基本方向、32の具体的な事業で構成され、各項目について評価を行いました。

1) 評価体制

1次評価（平成27年10月）

各担当者が評価シートを作成し、評価を行いました。

2次評価（平成28年1月）

事務局長を座長とした内部評価会議で、事業評価を行いました。

3次評価（平成28年8月）

第2次地域福祉活動計画策定委員会で、事業評価を行いました。

2) 評価の結果

1評価は、各担当者が評価シートを作成し進捗状況を含め評価、点検しました。

次に、その評価シートを基に事務局長を座長に内部評価会議を開催し評価した結果、下記のとおり、実施済・一部実施を含めた計画事務事業は26項（81.25%）という状況であり、平成28年度中に実施を含むと90%を超える結果となりました。

各担当が評価シートによる評価

実施済	22項目
一部実施	4項目
平成28年度中に実施	3項目
実施のめどが立たない	3項目
事業効果が期待できない	無
計	32項目

また、この内部評価会議では、「実施の目途が立たない」と評価した3項目について、再度点検し、協議した結果、事業の実施方法などを見直すことで、継続し検討して行くことになりました。

平成28年度に入り、第2次流山市地域福祉活動計画の策定に向けて本格的に内部協議を行った際、地域福祉活動計画の最終評価を8月中に実施することを位置づけ、更に協議、検討した結果、28年1月時点では「実施の目途が立たない」としていた3項目について、次のとおり評価しました。

まず、「法人後見事業の取組み」については、現在、相談事業に関して連携し取り組んでいる認定NPO法人との連携を法人後見事業まで拡大することにより、一定の効果が得られることから流山市社会福祉協議会自らが実施主体となることではなく、他法人との連携により実施することで実施済と再評価しました。

次に、「地域福祉団体との交流会の開催」については、地域懇談会のような同様の事業と統合する方向で見直しすることとなりました。

「地域福祉コーディネーターの配置」については、組織全体の見直しとの関連性もあることから継続して検討していくこととなりました。その結果32項目中、30項目で実施済、1項目見直し、1項目検討との結果となりました。

最終評価委員会を経ての評価

実 施	30項目
見直し	1項目
検 討	1項目
計	32項目

3) 最終評価基準

最終の評価基準は、次の表により段階で評価しました。

実施状況の評価基準		達成項目	次期計画での方針	
A	計画どおり実施	21	継続	事業の継続
B	計画の50%～100%未満の実施	6	充実	事業の充実
C	計画の1%～50%未満の実施	2	改善	見直し、改善
—	検討	3	完了	事業完了

第1編 第2次流山市地域福祉活動計画

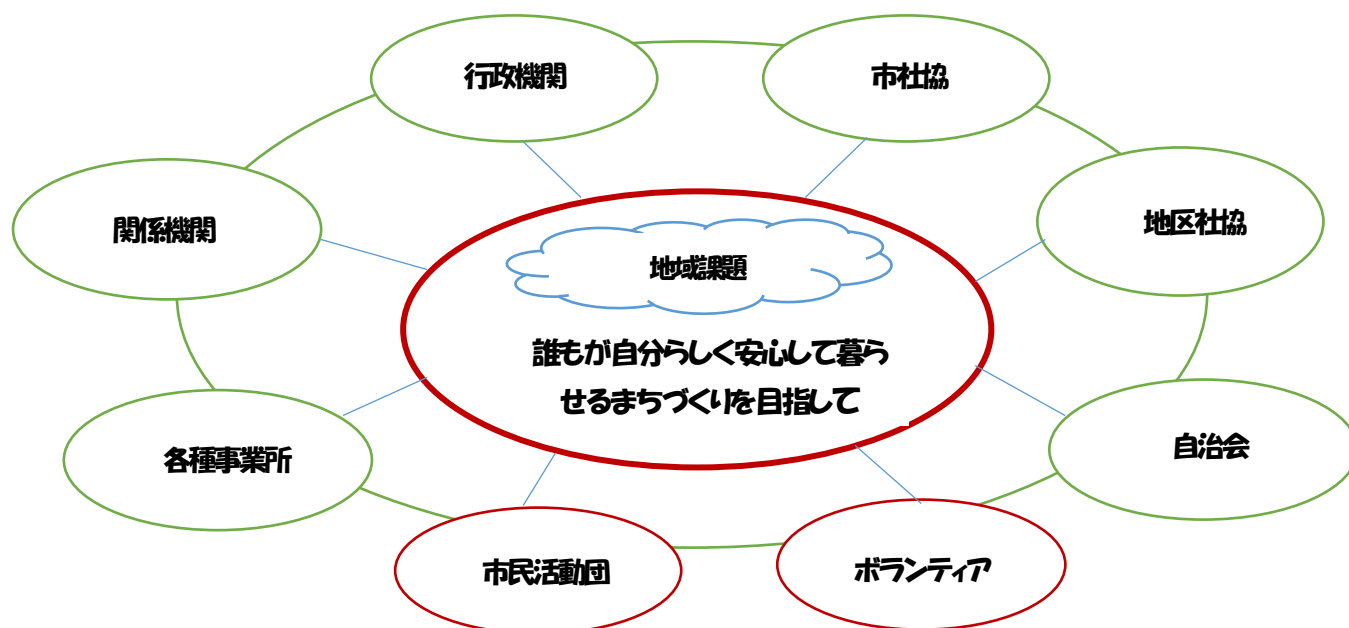
第1章 総論

(1) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で健康で安心して暮らせるよう、地域に関わるすべての人を「福祉の担い手」ととらえ、地域での助け合いを活性化させるための取り組みのことです。

(2) 地域福祉活動計画とは

社会福祉協議会が呼びかけ、地域の方々をはじめ、社会福祉関係者および関係機関がお互いに協力して、地域福祉の推進を図ることを目的として策定する「実施計画」です。



(3) 地域福祉活動計画策定の背景

新たな街づくりを形成する中、複雑多様化する地域福祉課題への取り組みを進めるため第2次流山市地域福祉活動計画を策定します。

流山市社会福祉協議会では、平成25年度から平成28年度を第1次とした地域福祉活動計画を策定し、この計画に基づき事業を展開してまいりました。

近年、少子高齢社会、複雑多様化する社会問題、地域のつながりの希薄化などにより、ひとり暮らし高齢者や子育て世代などの社会からの孤立（無縁社会・潜在化する家族問題）、新たに開発が進む地域におけるコミュニティづくりなど地域社会として解決すべき問題が増加傾向にあります。

さらに、頻発する自然災害に対する地域での取り組みも重要な課題になってきています。

この計画は、こうした背景をもとに、自治会をはじめ、地域の方々が自ら主体となる身近な地域での取り組みと、流山市社会福祉協議会が地域との協働・支援体制づくりを進めるための行動・実践の指針として策定します。

（４）策定方法

第2次流山市地域福祉活動計画（以下：第2次計画）を策定にあたり、平成28年1月に流山市地域福祉活動計画（以下：前計画）の達成状況について、内部評価会議を開催し、前計画の評価を踏まえて、第2次計画をどのように策定するか議論を行いました。その結果、基本構想は3編構成として第1編を第2次流山市地域福祉活動計画編とし、2編を流山市社会福祉協議会活動強化計画編、3編を策定資料編としました。

また、第2次計画策定の基本的な考え方は、前計画の評価を踏まえ基本目標と基本方向は前計画を踏襲することに決まりました。

その後、平成28年3月に、第2次計画策定委員会を設置するにあたり、第2次計画策定委員会設置要綱を定め、委員の選任では、地域の方や各種団体の皆さんに参画いただけるよう配慮しました。作業部会の設置では、行政から流山市地域福祉計画担当課の職員を選任するなど、流山市地域福祉計画との整合性を図りやすい部会組織としました。また、地域ニーズ・地域資源の掘り起こしのため、市内4包括支援センター圏域で地域懇談会を開催し、地域の方との意見交換を行いながら、策定しました。

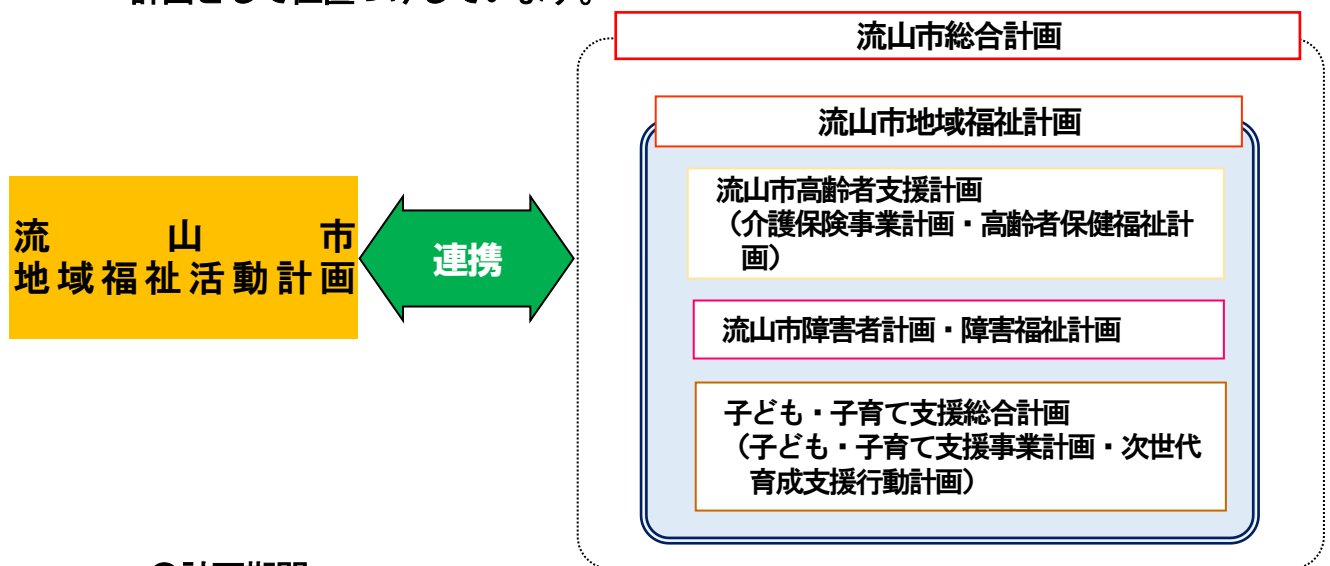
(5) 計画の位置づけと期間

流山市地域福祉計画を踏まえ、流山市社会福祉協議会と地域の方々とが推進する実施計画です。

○計画の位置づけ

流山市の地域福祉推進の指針となる「流山市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づく行政計画として、平成29年度から第3期計画がスタートしています。この計画では、市民・地域・流山市（行政）のそれぞれの立場における地域福祉推進の方向性を示しています。

一方、流山市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、市の計画を踏まえ、地域の方々や各種福祉団体等が地域福祉活動を推進するための実施計画として位置づけしています。



○計画期間

この計画は、「流山市地域福祉計画」との連携を図ることから平成29年度から平成33年度の5か年計画とします。

ただし、その年の情勢や地域の状況を踏まえ、必要とされている計画・事業の推進を目指します。



（６）計画の体系

本計画は、個人による取り組み（自助）やご近所（向こう三軒両隣）などのお付き合い、自治会・地区社会福祉協議会（通称：地区社協）での取り組み（共助）、そして行政機関による制度（公助）を上手く組み合わせた地域福祉活動の推進を図っていきます。



（７）推進体制・管理

計画の円滑かつ確実な推進及び計画の効果的・効率的な展開を図るため、次のような体制・管理で計画を推進します。

① 内部検討会議の設置

流山市社会福祉協議会内に内部検討会議を設置し、計画の進捗状況について事業評価を行います。

内部検討会議では、計画内容及び進行の周知を組織全体に対して行い、流山市社会福祉協議会全体で計画の推進に取り組みます。

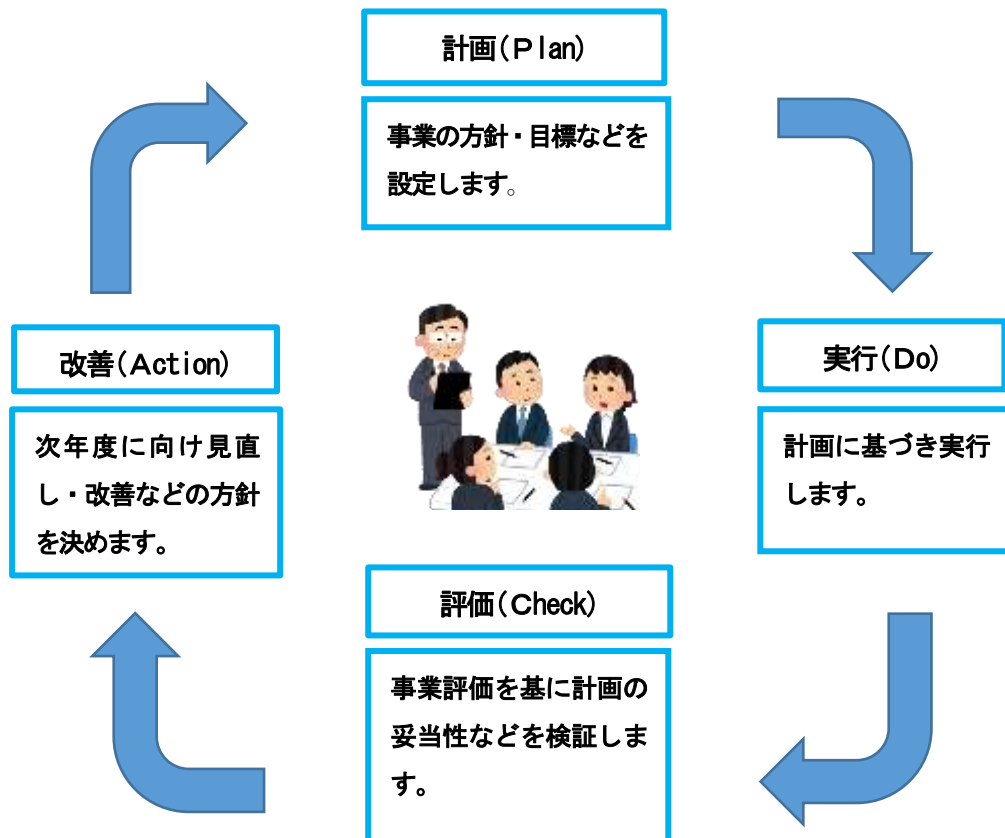
② 第三者による推進会議の設置

地域の方、関係機関、学識経験者などの第三者で構成された推進会議を設置し、客観的な評価を行うと共に、計画の見直し・改善に向けた提案を行います。

③ 進行の管理（PDCA）

第三者による推進会議は、定期的に内部検討会議が作成した事業評価をもとに、各計画の進捗状況などを確認し、客観的な評価を行うと共に、計画の実現に向けた取り組み、内容の見直し・改善について協議し、流山市社会福祉協議会に提案します。

進行の管理（PDCA）の体系図



第2章 計画の基本的方向

（１）流山市の地域福祉をめぐる現状と課題

１）地域福祉をめぐる現状

人口・世帯構造の変化

流山市の総人口は、直近５年間で８．１％増加しています。

つくばエクスプレス沿線の中部圏域及び南部圏域で児童人口・生産年齢人口の著しい増加が見られますが、北部圏域及び東部圏域は児童人口・生産年齢人口ともに減少傾向にあり、高齢人口は市内全域で２０～３０％の増加率です。今後も高齢人口の急増が見込まれます。

○ 流山市の人口増減率 直近5年で比較 (平成28年4月 流山市統計データより算出)

	平成23年4月	平成28年4月	増減	増減率
総人口	164,294 人	177,597 人	+13,303	+8.10%
児童 (0～14 歳)	22,748 人	25,933 人	+3,185	+14.00%
生産年齢 (15～64 歳)	107,611 人	109,253 人	+1,632	+1.52%
高齢 (65 歳以上)	33,935 人	42,411 人	+8,476	+24.98%

○ 各圏域の人口

	平成23年4月	平成28年4月	増減	増減率
総人口	38,646 人	38,163 人	-483	-1.25%
北 児童 (0～14 歳)	4,766 人	4,563 人	-203	-4.26%
部 生産年齢 (15～64 歳)	24,410 人	22,014 人	-2,396	-9.82%
高齢 (65 歳以上)	9,470 人	11,586 人	+2,116	+22.34%
総人口	35,324 人	43,220 人	+7,896	+22.35%
中 児童 (0～14 歳)	4,951 人	7,278 人	+2,327	+47.00%
部 生産年齢 (15～64 歳)	23,122 人	26,633 人	+3,511	+15.18%
高齢 (65 歳以上)	7,251 人	9,309 人	+2,058	+28.38%
総人口	52,959 人	58,345 人	+5,386	+10.17%
南 児童 (0～14 歳)	7,911 人	9,141 人	+1,230	+15.55%
部 生産年齢 (15～64 歳)	36,260 人	37,745 人	+1,485	+4.10%
高齢 (65 歳以上)	8,788 人	11,459 人	+2,671	+30.39%
総人口	37,365 人	37,869 人	+504	+1.35%
東 児童 (0～14 歳)	5,120 人	4,951 人	-169	-3.30%
部 生産年齢 (15～64 歳)	23,819 人	22,861 人	-958	-4.02%
高齢 (65 歳以上)	8,426 人	10,057 人	+1,631	+19.36%

なお、平成27年度の国勢調査の動向として、市ホームページの「統計情報」には、「流山市は平成22年～平成27年の人口増加数は10,433人で全国19位でした。千葉県内では、人口増加数で3位、増加率で県内1位でした。」とあります。

2) 地域福祉をめぐる課題

地域懇談会での意見より

平成28年7月に開催した地域懇談会では、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、日赤奉仕団、さわやかクラブ流山（老人クラブ連合



会)、地域包括支援センターの皆様より様々なご意見をお寄せいただきました。

その内容を集約した下記のような点が、流山市の地域福祉をめぐる課題といえます。この課題を踏まえて地域福祉活動計画の策定を進めてまいりました。

- 高齢者等の生活支援（交通機関が未発達な地域や、高齢・障害などで買い物等の外出が困難な方等の移動支援、など）
- 身近な資源（スーパー・コンビニなど民間の店舗、公共施設、病院、学校等）の情報集約・効果的な活用
- 身近なふれあい・支えあい活動の推進（高齢者等見守り・児童の通学路パトロール、孤立化防止・身近な交流機会や交流場所づくりなど）
- 地域福祉活動（自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会活動等）の担い手の養成・参加促進
- 地域福祉活動の活性化・PR促進、効果的なPR方法の開発
- 災害弱者対策、災害時の助けあい・支えあい体制づくり
- 行政関係機関・各セクションとの地域福祉活動に関するスムーズな連携体制づくり

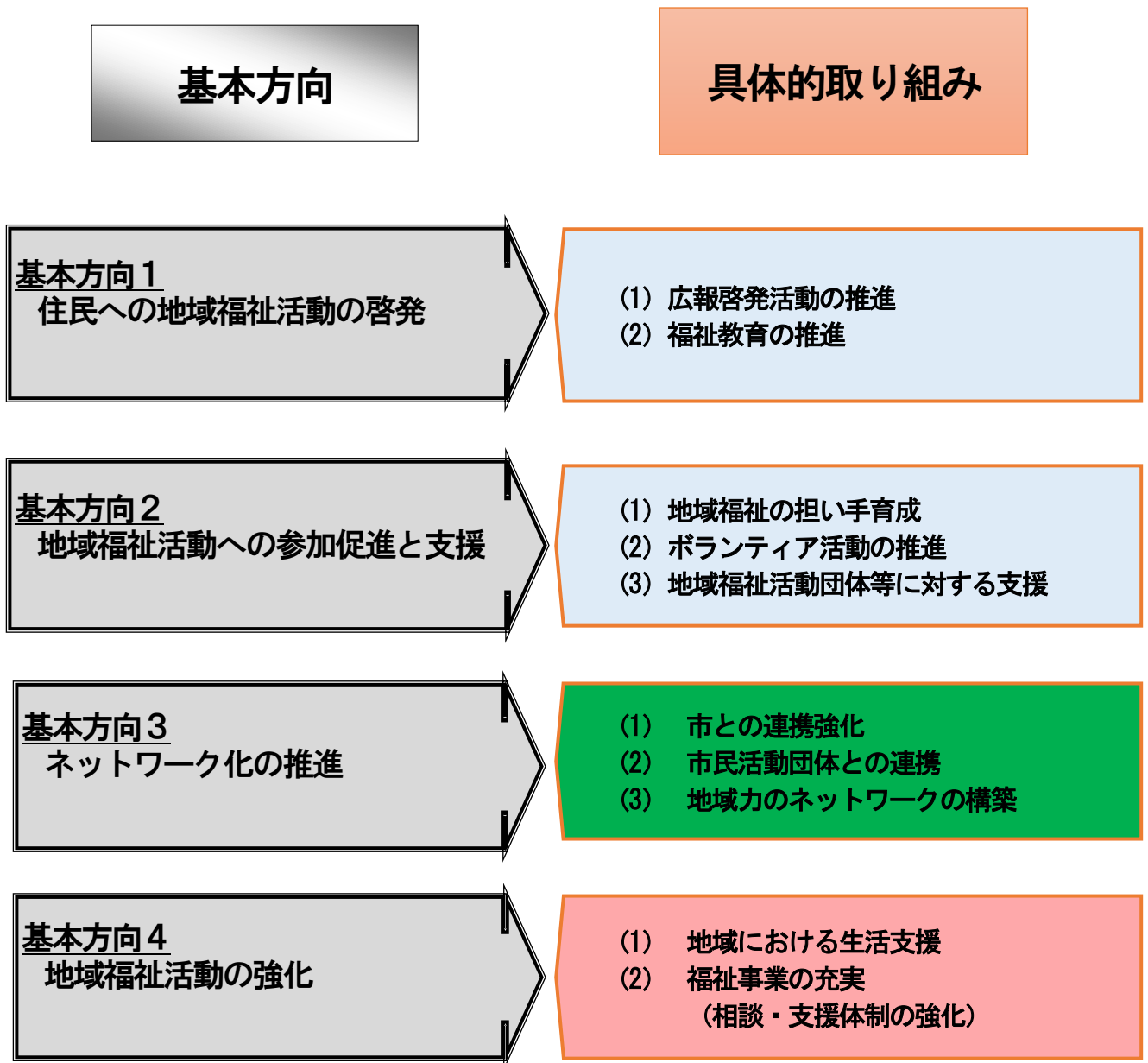


（２） 基本理念

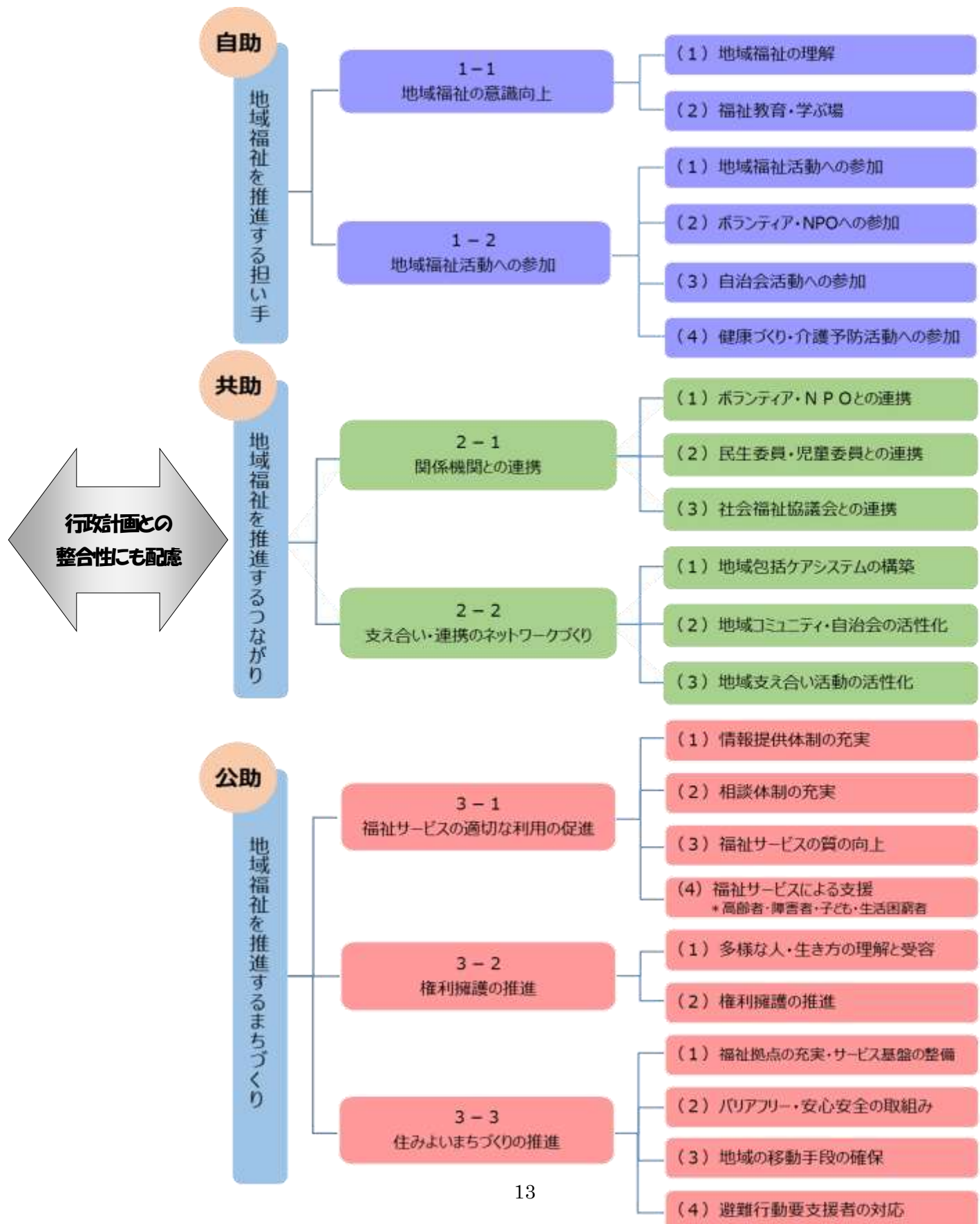
誰もが自分らしく安心して暮らせるまちづくりを目指して

流山市社会福祉協議会の設立の趣旨が「流山市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図ることを目的とする。」ことから、「**誰もが自分らしく安心して暮らせるまちづくりを目指して**」を基本理念として、自治会をはじめ、地域の方々や民生委員・児童委員、ボランティア団体（個人）、各種福祉関係団体、行政との連携を図り、次の基本目標（基本方向）に沿って地域福祉活動の推進を図っていきます。

(3) 基本目標（基本方向）



流山市地域福祉計画（第3期）体系図



第3章 具体的な取り組み

基本方向1
住民への
地域福祉活動の啓発



(1) 広報啓発活動の推進

現在、流山市社会福祉協議会が年4回発行している広報紙「ながれやま福祉だより」は、新聞折り込みによる配布を中心に、公共施設に置いているほか、ホームページでもバックナンバーを含めてダウンロードできるようにしています。しかし、新聞購読世帯が減少する中で住民の皆様の手には広報紙が届いているのか、ホームページでの閲覧が拡大しているのかを検証し、その配布方法を検討する時期にきていると考えられます。

電話等の通信手段が不能となることが想定される災害時等に備えて平成28年4月に発生した熊本地震を機に、ツイッターを始めました。従来からのホームページと他のSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を併用し、さまざまな媒体を通じて広報活動を展開します。現在のホームページには、PDFファイルでの情報発信も多く、読み上げ機能に対応できない場合もありホームページの大幅な改善が急がれます。

広報紙の発行そのものが目的化してしまう傾向にあるため、広報紙やホームページは単なる伝達手段、媒体であるという基本に立ち、福祉のまちづくりのための啓発など本来の広報の目的に沿って活動を展開します。

「社会福祉協議会が何をしているところかよくわからない」、「地域の福祉のために協力したいがその方法がわからない」という声が寄せられることも少なくないことから、福祉事業の内容を詳細性、正確性、適時性をもって広報していきます。

社会福祉協議会が積極的に活動していくためには、会費や寄付などを通して財源を支えてくださる住民の皆様のご理解やご協力が不可欠です。これからは、“見える化”にとどまらない“見せる化”を推進し、

住民の皆様の信頼とご協力が得られるよう、積極的な情報の発信に取り組めます。

また、広報紙の発行やSNSの発信ばかりではなく、イベントも広報活動のひとつであり、また、日頃の業務の中での会話や行動も重要な広報活動であることを職員全員が認識するよう努めます。

○広報啓発活動の推進

取り組み項目	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
・ 広報紙の発行	充実				
・ SNSでの情報発信	充実				

(2) 福祉教育の推進

福祉教育の充実

学校教育（総合的な学習の時間）の一環として各学校で実施している「福祉体験学習」等に、高齢者疑似体験セット、車椅子、アイマスク・点字器などの貸し出し、ボランティアグループの協力による講師派遣等の支援を継続するほか、対象の世代を問わず、身近な問題としての「地域福祉」や「ボランティア」を題材とした各種講座を開催していきます。

また、福祉への理解を深め自覚を持つためには、小中学生のうちから、地域福祉への関心を高めていくことが大切です。そこで、小中学生を対象とした「地域ぐるみ福祉のまちづくり推進標語・ポスター」の募集などを行っています。

その他には、地区社会福祉協議会の活動と圏域内の小・中学校等との協働を推進し、地域ぐるみでの福祉教育の充実を図っていきます。

一方、社会教育では、生涯学習施設を中心に「子育てコンサート」、「聞き書き講座」、「傾聴講座」などの各種事業をはじめ中高年者が学ぶ「ゆうゆう大学」、自閉症などハンディがある方々の絵画展やコンサート、演劇公演などさまざまな取り組みが行われています。こうした生涯学習施設と連携し、地域福祉の推進を住民の皆様の学習活動や文化・芸術活動の側面から協働していく必要があります。

○福祉教育の推進

取り組み項目	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
・学校等の福祉体験学習協力・支援（体験機材貸出・ボランティア講師派遣等）	継続				
・各種講座開催	改善				
・地域ぐるみ福祉のまちづくり推進標語・ポスターコンクール	充実				
・地区社会福祉協議会と圏域内小中学校等の協働の推進（交流事業の推進）	充実				

基本方向2 地域福祉活動への 参加促進と支援

（１）地域福祉の担い手育成

１）ボランティアの養成・研修

「誰もが自分らしく安心して暮らせるまちづくりを目指して」を共に実現するため、気軽にボランティア活動を開始できるように基礎的な知識や技術の習得を目指す入門編や、すでに活動中の方のスキルアップを図るフォローアップのほか、地域からどのようなボランティアが求められているかというニーズを講座の実施内容に反映させ、幅広い世代を対象にボランティア養成・研修の充実を図ります。

また、引き続き介護支援サポーター事業を実施し、65歳以上の方々が自らの健康を維持・増進しながら地域に貢献し続けることができるよう支援します。登録済みでまだ活動を開始していない方・活動中の方へのフォローアップを行います。



２）地区社会福祉協議会の人材育成の支援

地区社会福祉協議会の担い手は、主に民生委員・児童委員をはじめ、自治会からの代表者、ボランティアが中心に活動しています。しかし、自治会からの代表者は一年交代が多く組織を運営するには、どうして

も一定の方への負担が多くなっているのが現状です。そこで、ボランティアや、地域の多様な経歴を持たれている人材から、地区社会福祉協議会の活動に対して協力いただける方を掘り起こし、必要に応じ人材育成の支援をしていきます。

○地域福祉の担い手育成

取り組み項目	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
・各種ボランティア講座の開催	充実				
・介護支援サポーター事業の実施	継続				
・地区社会福祉協議会の人材育成の支援	充実				

(2) ボランティア活動の推進

1) ボランティア相談・コーディネートの充実

ボランティア登録者名簿を整理し登録ボランティアの活動状況や今後の活動希望を把握します。

また、各相談や関係機関との連携によりボランティアニーズの把握に努めます。

さらに、活動希望者がスムーズに活動に臨め、ボランティアを必要とする方が速やかに支援を受けられるようにコーディネート・マッチングの一層の充実を図ります。

○ボランティアコーディネート・マッチングの充実

取り組み項目	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
・コーディネート・マッチングの充実	充実				

2) ボランティアに関する広報・啓発活動の充実

より多くの方々にボランティアに対する関心や理解を促し、ボランティア活動を活発にするため、「ながれやま福祉だより」やホームページを活用して情報発信をしてまいります。

また、大規模災害発生時を含め、平常時からSNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）を活用し、タイムリーな情報提供を行っています。

○ボランティア情報の提供

取り組み項目	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
・ 多様でタイムリーな情報の提供	充実	→			

3) 登録ボランティアグループの支援・協働

地域の様々なニーズに対応するため、また、新たなボランティアの育成のためには、登録ボランティアグループとの協働が欠かせません。
各分野で活躍する登録ボランティアグループの活動を支援します。
また、相互に情報交換を進め、柔軟にニーズに対し連携・協力が得られるようコーディネート体制を整備していきます。

○ボランティアグループの支援・協働

取り組み項目	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
・ ボランティアグループ運営支援	継続	→			
・ ボランティアの連携・協力体制整備	継続	→			

4) 災害時支援体制の整備

いつ起こるかわからない災害に備え、災害ボランティアの養成を行い、関係機関と連携し災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練を実施します。

また、災害ボランティア養成講座を通じて養成されたボランティアや従来からボランティアセンターに登録されているボランティアとの協力体制を構築していきます。

なお、災害弱者支援については、流山市地域支え合い活動推進条例に基づき、自治会、民生委員・児童委員との連携を図ります。



○災害時支援体制の整備

取り組み項目	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
・災害ボランティアの養成	継続	→			
・災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練の実施	継続	→			

(3) 地域福祉活動団体等に対する支援

小学校区を単位とした地区社会福祉協議会活動の活性化を図るため、代表者会議等を通して情報交換や交流の場を設けるなど引き続き支援を行います。

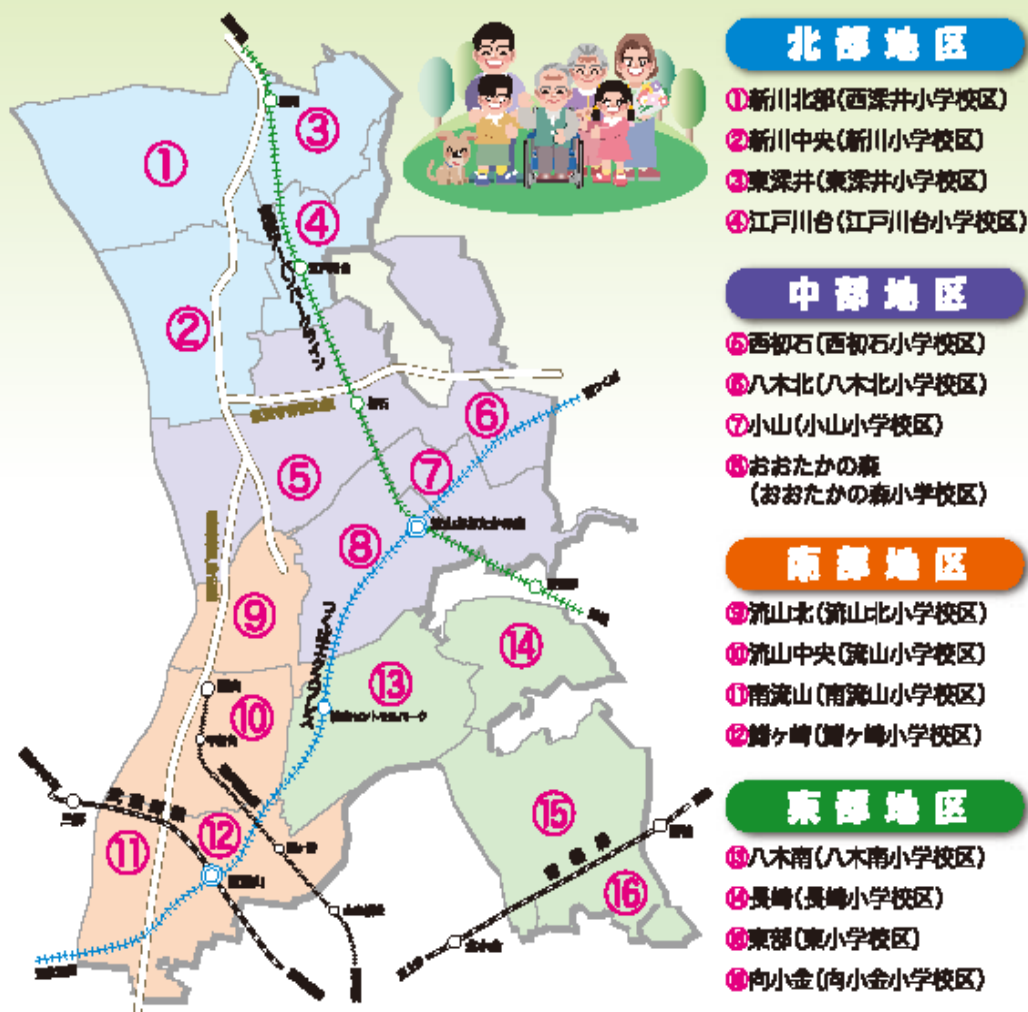
また、地域福祉活動をより理解していただくため、各種団体との連携はもとより「ながれやま福祉だより」やホームページを活用した情報発信を行っていきます。

○地域福祉関係団体に対する支援

取り組み項目	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
・地区社会福祉協議会運営の支援	継続	→			
・地域福祉活動団体のホームページ活用	継続	→			



あなたのまちの最も身近な杜協！ みんなで地域を支える 地区杜協 地区杜協活動は、あなたの参加が原点です！！



地区社会福祉協議会とは…

通称、地区社会は、概ね小学校区毎に組織され、地域にお住まいの方々が主体となり住民同士の支え合い、助け合いの仕組みづくりを行う自主組織です。構成員は、小学校区の自治会の代表、民生員・児童委員、PTA、ボランティア、老人クラブの代表などの方々が中心となり組織し運営しています。

ふれあいの輪が地域に広がっています!



▲高校生の飛び入り参加に大喜び!
(高齢者サロン)



▲体調の変化はありませんか?(健康チェックデー)



▲お待ちかねの大ビンゴ大会
(世代を超えたふれあい福祉まつり)

地区社協では、地域との繋がりを皆さんに
深めていただくため、地域のふれあいを
大切にしたい事業を展開しています。

高齢の方、あるいは子育て中の方を対象にしたサロン。
地域全体を対象として集いの場を提供し、世代を超えた
楽しいひとときを共有していただくふれあいまつり。
地区内の小中学校の協力を得て開催する手作りの
敬老会、一人暮らしの方を定期的に訪問し
安否等を確認する見守り活動。

これらの活動を通じコミュニティの
向上に繋がります。



▲肩の力を抜いて!(健康体操)



▲懇食の分かれ道、最後の一段
(ラダーゲッターを楽しむふれあい会食)



▲お元気だった?再会を喜ぶ皆さん
(地区敬老会)



▲にんには!保育園児を前にご挨拶
(保育園児(父母)との交流会)

地域包括ケアシステムと在宅医療・介護の連携推進について

流山市においても、在宅医療・介護の連携を進めるため、平成 26 年度に「在宅医療連携拠点事業」の千葉県モデル事業指定を経て、高齢者が通いやすい、身近な地域の診療所等の、かかりつけ医と、入院治療のできる病院、さらにはケアマネジャー・介護サービス事業所や訪問看護事業所との連携により、退院後の在宅療養・生活支援をスムーズに行えるよう、多職種協働による在宅医療・介護の連携が進められています。

[illegible]

22

基本方向3 ネットワーク化の 推進



(1) 市との連携強化

流山市社会福祉協議会は、流山市とともに流山市全域を視野に地域福祉を推進する公共的な組織であり、地域における支え合いを推進する重要なパートナーです。社会福祉協議会は、福祉の枠にとらわれず、市との連携を強化し、防災や防犯、教育など多様な生活課題や災害時における災害弱者に対する支援などに取り組んでいく必要があります。

社会福祉法第107条に規定され市が策定する「地域福祉計画」は、社会福祉協議会が住民の皆様と呼び掛けて策定する「地域福祉活動計画」と、連携・協働する計画とされています。第2次地域福祉活動計画の策定の際に開催した地域懇談会等でも市の参加を得て策定作業を進めたように、市と社会福祉協議会は、情報の交換・共有を図り、地域福祉の取り組みに整合性を図っていくことが重要です。

○市との連携

取り組み項目	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
・市との連携強化	充実	→			
・災害時における連携強化	検討	→			

(2) 市民活動団体との連携

地域福祉の担い手として、NPOや市民活動団体が登録している市民活動推進センターとの連携を深めていきます。

○市民活動団体との連携

取り組み項目	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
・市民活動団体との連携	検討	→		実施	→

(3) 地域力のネットワークの構築

地域力のネットワークの構築に向けて、市内4地域包括支援センター圏域内で開催する地域懇談会等を活用し地区社会福祉協議会や同じ圏域にある福祉関係団体等との連携を深め、話し合いを重ねながら、地域間での共通の課題に対し「地域で何が出来るか」を考え連携して取り組んでいける地域での新たな仕組みづくりに取り組んでいきます。

○地域力のネットワークの構築

取り組み項目	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
・地域力のネットワークの構築	検討	→		実施	→



コラム 3

流山市内の買い物支援協力店

『買物支援協力店』は、買い物に行くことや物品を持ち帰るのが困難な方に宅配や配達、配食、送迎等の買い物支援サービスを実施している市内に店舗がある事業者です。買い物にお困りの方は、是非ご利用下さい。

宅配：電話、FAX、インターネットや注文票などで品物の注文を受け、ご自宅に配達するサービス
 配達：お店で購入していただいた品物をご自宅に配達するサービス
 送迎：お店と駅や、お店から離れた場所とを事業者等の車両で送迎するサービス

※ ○印の付いたサービスが利用できます。

リスト提供 問い合わせ先 流山商工会議所 04-7158-6111 平成28年12月16日 現在

分類	店 舗 名	所在地・電話	宅 配	配 達	送 迎	商品・サービス	備 考
ク リ ー ン グ	有限会社 白洋舎	流山市美原 1-156 電話: 04-7152-0148 ファクス: 04-7152-6855		○		一般クリーニング ジュタン、布団 カーテン	配達: 衣類をお預りの際 に代金をお預かり致し ます
	大同クリーン グ 株式会社	流山市名都借 322-9 電話: 04-7144-3082	○			一般クリーニング 特殊クリーニング (皮革、毛皮、着物)	宅配: 一時集配から定期 集配まで承ります
家 電	パワーズ電化	流山市江戸川台東 1-74-1 電話: 04-7153-3450 ファクス: 04-7156-2500	○	○		家電製品 電気工事	宅配: お店へご連絡願いま す 配達:

分類	店 舗 名	所在地・電話	宅 配	配 達	送 迎	商品・サービス	備 考
家電	でんきのタニカ ッ	流山市江戸川台東 2-7 電話: 04-7154-1111 ファクス: 04-7154-1113		○		修理 電器製品(一般家電) 電気工事	配達: 電池・電球 1 個か ら配達します(無料)
お 花	花のエンゼル	流山市江戸川台東 2-5 駅前第一ビル 3 号 電話・ファクス: 04-7155-8725	○	○		花束、仏花 フラワーアレンジ 等	宅配: 仏花の宅配サー ビス行ってます 配達: 流山市内及び近 隣に限ります * 値段の条件は特にあ りません
	花・みずの	流山市江戸川台東 2-264-1 電話・ファクス: 04-7152-0816		○		・花一般 ・ウェディング装飾 ・フラワースクール	配達: お店へお問い 合わせ願いま す
	有限会社 フラワーショップ フミオ	流山市南流山 3-10-19 電話: 04-7159-4087 ファクス: 04-7150-0700	○	○		花一般 ウェディング装飾	宅配: 電話・ファクスで の受付しております (3,000 円以上お買上 の方) 配達: 3,000 円以上お 買上の方より お受けしております * 宅配・配達は市内全 域 市外については応 相談
寝 具	寝装のよしだ	流山市江戸川台東 2-15 電話・ファクス: 04-7155-5688	○	○		婦人衣料・肌着 くつ下・布団打直し 仕立て・寝装品	宅配: お店へご連絡 願います 配達:

分類	店 舗 名	所在地・電話	宅 配	配 達	送 迎	商品・サービス	備 考
寝 具	創業万延元年 笹屋寝具店	流山市流山 1-155 電話:04-7158-0147 ファクス:04-7199-9780	○	○	○	・羽毛ふとんリフォーム ・ふとん打ち直し ・ふとん丸洗い	宅配:お店へご連絡 配達:絡願います 送迎: * 無料診断お伺い致します
	寝具のカナスギ	流山市平和台 3-4-21 電話・ファクス:04-7158-0178		○		羽毛ふとんリフォーム 総合寝具 ふとん打ち直し	配達:条件等はございません
	寝具の大黒屋	流山市松ヶ丘 1-475-5 電話・ファクス:04-7146-0005	○	○	○	羽毛布団 パジャマ シーツカバー 打ち直し オーダーカーテン 羽毛布団リフォーム	宅配: 配達:無料にてお請 け致します 送迎:
理 美 容 ・ 化 粧 品	ヘアーサロン ラッシュ イン	流山市江戸川台東 1-153-1 電話:04-7154-1538 ファクス:04-7155-0035			○	カット、パーマ	送迎:土・日・祝日以外 の平日に限り送迎 及び出張カット致します
	株式会社 フィットクロス三 思堂	流山市江戸川台東 2-26 電話:04-7152-0100 ファクス:04-7152-9544	○	○	○	医薬品、介護用品 化粧品など	宅配:市内は無料 配達:無料 送迎:無料
	ヘアステージス キル	流山市加 4-18-15 電話・ファクス:04-7158- 5775			○	カット、パーマ	送迎:送迎サービス 訪問カットサー ビス (出張カットで きます)
補 聴 器 ・ 眼 鏡	アイファミリー	流山市東初石 4-238-4 電話・ファクス:04-7154- 9939	○	○	○	メガネ・コンタクト 補聴器 取扱い	宅配: 配達:お店へご連絡 願います 送迎:

分類	店 舗 名	所在地・電話	宅 配	配 達	送 迎	商品・サービス	備 考
お 酒	有限会社 越後屋酒店	流山市江戸川台東 2-16 電話・ファクス:04-7152- 0575	○	○		酒類、青果	宅配:お電話での注 文承ります 配達:代金引換
	鈴木商店	流山市南 201-3 電話:04-7154-3741 ファクス:04-7154-5420	○	○		酒類、たばこ、食品	宅配: お店へご連絡 願います 配達:
	市村酒店	流山市駒木 1080-3 電話:04-7152-4632 ファクス:04-7152-4638	○	○		酒類・たばこ・食料品	宅配: 現金決済にてお願 い致します 配達:
	有限会社 かごや商店	流山市加 5-1708 電話:04-7158-1151 ファクス:04-7150-4518	○	○		酒類、食品	宅配:お中元・お歳 暮など 配達:当店の販売 商品は市内 無料酒配達
お 米	株式会社 小谷商店	流山市三輪野山 1-1007 電話:04-7158-0013 ファクス:04-7159-9326	○			お米・肥料・灯油	宅配:日曜・祝日休 み(1,000 円以上のお 買上にて宅配 (現金にて支払)
食 料 品	アンテナショップ 流山ふるさと館	流山市江戸川台東 2-17 電話・ファクス:04-7151- 0450		○		流山市ふるさと産品 姉妹都市の物産 生産者直売の切花 他	配達:1,000 円以上の お買上の方
	満州屋青果店	流山市江戸川台東 2-67 電話:04-7152-0065 ファクス:04-7152-5721	○	○	○	野菜・果物 お漬物	宅配: 配達:お店へご連絡 願います 送迎:

分類	店 舗 名	所在地・電話	宅 配	配 達	送 迎	商品・サービス	備 考
食 料 品	スーパーマーケ ット カドヤ 江戸川 台店	流山市江戸川台東 3-6-2 電話: 04-7153-0161		○		食料品	配達: 2,500 円以上の お買上で無料
	トミーマート	流山市西初石 4-119-4 電話: 04-7152-1379 ファクス: 04-7152-1384	○	○		酒、たばこ、食品 雑貨、米、花、土 野菜、果物 他	Bitmap 宅配: 1 回 300 円 配達: (3,500 円以 上のお買上げ で無料となり ます)
	コンビニエンス なかだ	流山市松ヶ丘 2-320-107 電話: 04-7145-3532 ファクス: 04-7146-3077	○	○		飲料・食品 雑貨用品	宅配: お買上 1,000 円 以上で宅配致します 配達: お買上 1,000 円 以上で配達致します
お 寿 司	金寿司	流山市南流山 6-4-3 電話: 04-7159-1104 ファクス: 04-7159-0970	○	○		寿司 創作料理	お店へお問い合わせ願 います
	いろは鮨	流山市鰯ヶ崎 1651-1 電話: 04-7159-5168 ファクス: 04-7159-2920		○	○	すし、茶碗蒸し、 酢の物、天ぷら、 刺身	配達: 仕出し配膳・す し出前は 1 人 前でも対応 送迎: 御送りのみ 2 キロメートル位 になります
雑 貨	流山トントラン ド	流山市駒木台 325-1 電話: 04-7155-0296 ファクス: 04-7153-5109		○		木工用品 ガーデニング用品	配達: 1 階まで配達を 致します * 2 階以上は要相 談

分類	店 舗 名	所在地・電話	宅 配	配 達	送 迎	商品・サービス	備 考
文 具 店	広文堂金庫事務 機株式会社	流山市松ヶ丘 1-462-90 電話: 04-7144-2151 ファクス: 04-7144-2154		○	○	文具用品	配達: 少しでも歩行が 困難な方 送迎: ご高齢者・ご障 害をお持ちの方

流山市ホームページより

<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/business/65/022701.html>

基本方向 4 地域福祉活動の強化



(1) 地域における生活支援

地域において起こるさまざまな問題に対し、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等の協力を得て解決につながるための支援に取り組んでいきます。

市内を4区域（地域包括支援センター圏域）に分け、地域福祉コーディネーターを配置するため、引き続き地域福祉コーディネーターの養成に取り組んでいきます。

また、近年、大きな地域問題の一つとして挙げられている子どもに対しての地域支援などの諸問題に対して、圏域内の福祉関係団体等との懇談会（地域懇談会）を定期的を開催し、福祉関係団体をはじめ地域の方々と共に地域における生活支援に取り組んでいきます。

○地域福祉コーディネーターの養成と配置

取り組み項目	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
・地域福祉コーディネーターの養成 (各種研修への職員派遣)	継続				
・地域福祉コーディネーターの配置	改善				

○地域における生活支援

取り組み項目	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
・地域における生活支援	検討			実施	

○地域懇談会の開催

取り組み項目	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
・地域懇談会の開催	充実				

(2) 福祉事業の充実(相談・支援体制の強化)

1) 相談業務の充実

日々の生活における悩みや不安などを受け止め、助言や情報提供などを行う心配ごと相談を、民生委員・児童委員の協力を得て行います。

また、成年後見制度に関する相談についても、成年後見受任団体等の協力のもと、定期的に相談所を開設し、具体的な助言や情報提供を行っていきます。

○相談業務の充実(心配ごと相談・成年後見相談)

取り組み項目	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
・心配ごと相談所の開設	継続				
・成年後見相談所の開設	継続				

2) 生活困窮者等への支援の強化

失業等により生計維持が困難となった世帯に対し、生活困窮者自立支援事業者と連携し、必要に応じて当面の生活資金(総合支援資金・緊急小口資

金) や、低所得世帯等の生活安定・向上のための転宅費や教育費等の各種資金（生活福祉資金）の貸付を行っています。

また、やむを得ない理由により緊急一時的な支援が必要な世帯の生活維持のための資金（愛の資金）の貸付を行い、当該世帯の経済的安定及び自立を支援します。

生活困窮の状況により、資金貸付による支援が妥当でない場合や、資金貸付に加えて必要な場合は、寄付物品等を活用して、緊急的な食料支援を行い、当該世帯の生活の安定を図ります。

○生活困窮者等への支援の強化（貸付事業・ミニフードバンク）

取り組み項目	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
・生活困窮者自立支援事業と連携した低所得世帯への資金貸付（生活福祉資金等）	継続	→			
・緊急的な食料支援（ミニフードバンク）	継続	→			

2) 権利擁護の推進

高齢や障害などで、判断能力に不安のある方が地域で安心して生活が送れるよう、日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）を実施するほか、地域包括支援センターや成年後見受任団体などとの連携を進め、判断能力が低下しても、安心して地域で生活できるよう、成年後見制度の利用を促進します。

○権利擁護の推進

取り組み項目	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
・日常生活自立支援事業の実施	継続	→			
・成年後見受任団体との連携	改善	→	充実	→	



コラム 4

流山市の各種福祉相談窓口について

高齢者の総合相談窓口…地域包括支援センター（高齢者なんでも相談室）
圏域ごとに4か所あります。



- ### ① 北部地域包括支援センター

江戸川台東2-19

(旧江戸川台出張所)

☎: 7155-5366

FAX: 7154-3207

担当 東深井/北部中学校区

- ## ② 中部地域包括支援センター

下花輪409-6

(東葛病院付属診療所内)

☎: 7150-2953

FAX : 7158-8419

担当 常盤松/西初石中学校校区

おおたかの森中学校区の一部

- ### ③ 東部地域包括支援センター

野々下2-488-5

(特別養護老人ホームあざみ苑内)

☎: 7148-5665

FAX: 7141-2280

担当 東部/八木中学校区

おおたかの森中学校区の一部

- #### ④ 南部地域包括支援センター

平和台2-1-2

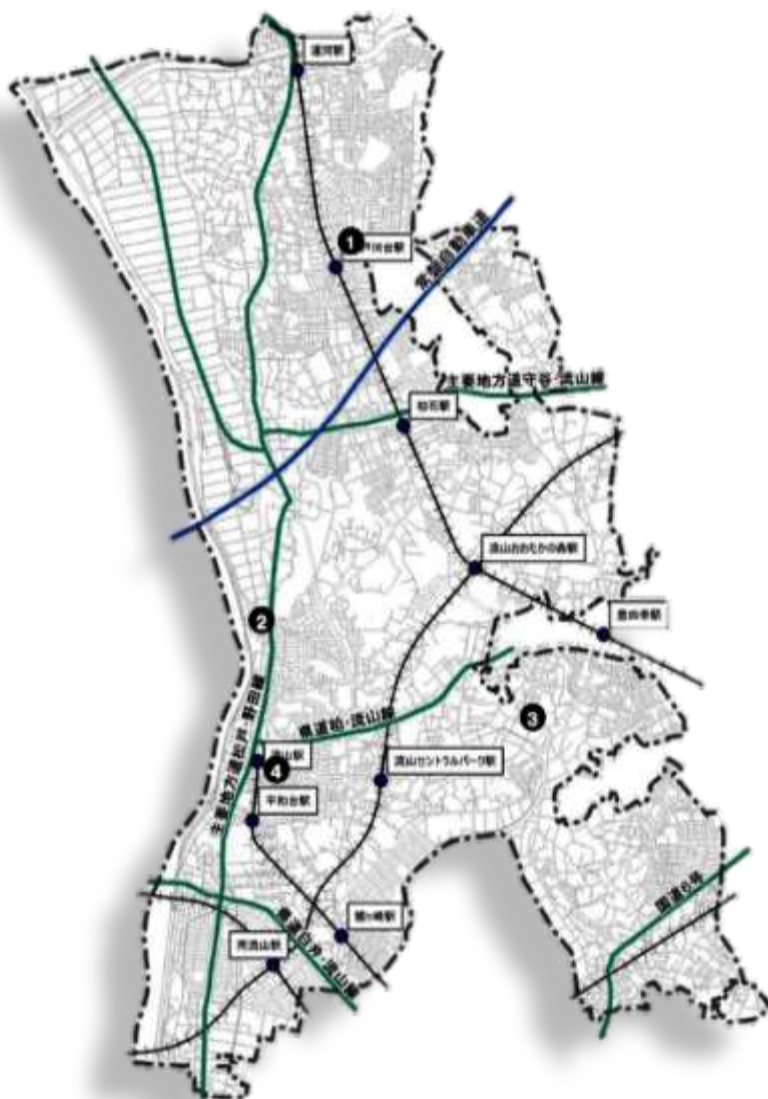
(流山市ケアセンター内)

☎: 7159-9981

FAX: 7178-8555

担当 南部/南流山中学校区

おおたかの森中学校区の一部



子ども・子育て関係の相談窓口（主なもの）

- ・子ども家庭課「おやこあんしん相談」 ☎7158-1710（市役所第2庁舎1階）
- ・子ども家庭課「家庭児童相談室」 ☎7158-4144（同上）

※このほか、流山市ホームページ「子ども総合相談」

<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/31/234/001324.html>

流山市子育て応援サイト「ママフレ」

<http://nagareyama-city.mamafre.jp/advice/>

障害者・障害に関する相談窓口（主なもの）

- ・流山市障害者支援課
☎7150-6081（市役所第2庁舎1階）
- ・流山市障害者虐待防止センター
※障害者支援課の電話に同じ
夜間・休日は☎7158-1180（市役所守衛室）
- ・「心の相談」※予約制。詳細は障害者支援課にお問合せください。
一般相談：毎月第2・第4月曜日 13:30～16:30
アルコール相談：年4回（木曜日） 13:30～16:30
- ・児童発達支援センター ☎7154-4822（駒木台 221-3）
- ・障害者就労支援センター ☎7155-6421（駒木台 238-1）
- ・相談支援事業所
地域生活支援センターすみれ ☎7154-8716（西深井 390-1）
相談支援センターまほろば ☎7196-7803（野々下 1-319）
相談支援事業所 PHARE ☎7136-2933（南流山 1-14-8-101）
- ・保健所（松戸健康福祉センター）「精神保健福祉相談」
※予約制 ☎047-361-2138（松戸健康福祉センター地域保健課）
- ・中核地域生活支援センター「ほっとねっと」
※千葉県委託事業・対象者横断的な相談機関として 365 日 24 時間
相談対応 ☎047-309-7677（松戸市新松戸 4-129 関口第5ビル 1-A）



生活困窮等の相談窓口

- ・流山市くらしサポートセンターユーマネット
（生活困窮者自立支援事業自立相談支援機関）
☎7197-5690（西初石 3-101-21 鈴木ビル 1F）
- ・流山市社会福祉課 ☎7150-6079（市役所第2庁舎1階）



コラム 5

認知症とともに暮らすまちづくり

認知症は今や国民的な課題となっています。平成 27 年 1 月に厚生労働省は、平成 24 年（2012 年）時点で認知症の方は約 462 万人、平成 37 年（2025 年）には 700 万人を超える見通しと発表しており、これは、65 歳以上の高齢者のうち 5 人に 1 人が認知症に罹る計算になります。

地域包括ケアシステムの推進とともに、平成27年1月、厚生労働省から「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」が提唱されました。

流山市においても、認知症を正しく理解するために「認知症サポーター養成事業」や「認知症講座（講演会）」、早期診断・早期対応のために「認知症ケアパス」や「早期対応システムの構築」、介護者支援のために「SOSネットワーク」や「交流・社会参加の支援（家族介護者の集いや認知症カフェなど）」の支援策が高齢者支援計画で示され、認知症サポーター養成講座や認知症サポーターフォローアップ講座、家族介護者の集いなどの取り組みが、地域包括支援センター（高齢者なんでも相談室）を中心に地域で展開されています。

(詳細は「流山市高齢者支援計画（平成27年度～平成29年度）」P86～90「第2編 第1章 4 介護・福祉サービスの充実（4）認知症に係る総合的な支援」を参照）

[illegible]

☞ 東部地域包括支援センター（東部高齢者なんでも相談室）では、向小金クリニック院長の大津医師を座長に、地域住民が認知症について語り合う座談会「認知症とともに暮らすまちづくりの会」を定期開催しています。



第2編 流山市社会福祉協議会活動強化計画

第1章 組織活動強化計画

(1) 組織活動強化計画とは

流山市社会福祉協議会（以下：市社協）は、昭和42年の設立以来、一貫して地域福祉の推進に努めてまいりました。しかし、少子高齢社会の進展や格差社会の拡大、関連する法律の改正など、近年の社会福祉を取りまく環境は大きく変化し、社会福祉協議会は、その存在意義さえ問われかねない転換期、変革期を迎えています。

このような状況の中、市社協が住民の皆様に求められ、役立つ存在となるためには、組織体制の強化や職員の資質向上、個々の事業の見直し、地域福祉に関わる全ての人々・機関・団体などとの一層の連携・協働、時代や社会のニーズに沿った経営の方向性を明確に設定する必要があります。

「組織活動強化計画」は、こうした市社協を取り巻くさまざまな変化に対応するために、事業戦略やビジョン、組織・経営基盤の強化などを明確にしその実現に向けて、計画的に取り組むためのものです。誰もが自分らしく安心して暮らせるまちづくりを目指して、市社協の組織活動強化計画を策定します。

(2) 策定の背景

介護保険制度や障害者自立支援法などに代表される社会福祉基礎構造改革の流れの中で、かつては社会福祉法人が独占的に行ってきた社会福祉事業にも市場開放が進められてきました。

こうしたことから、社会福祉事業においても、事業効果に対する評価を実施し、効率性を重視した事業経営への転換が求められています。

また、市社協に財政的な補助をしている市においては、行財政改革を積極的に進めており、本会においても事業の見直しや経営の透明性が求められています。

市の行財政改革の流れの中で、指定管理者制度やアウトソーシングの導入を受け、市社協は、学童クラブや福祉会館の一部をはじめ高齢者や身体障害者のデイサービス事業等の指定管理者となりました。また、介護認定訪問調査業務や地域包括支援センターの一部を受託しています。

今後も事業成果を示し、効率的な運営を進めることが、他事業者との競合の中で、安定した運営基盤を築くことになります。

（３）社会福祉協議会の経営理念

市社協は、住民の皆様との協働による福祉のまちづくりの実現のため、地域に根差した総合的な支援体制を確立し、地域のニーズに基づく利用者本位の福祉サービスが提供できるようチャレンジを続けていきます。

そのためには、自治会をはじめ民生委員・児童委員、地区社協、ボランティア及び市民活動団体や福祉関係事業者など地域のあらゆる機関や団体との相互理解と協働が不可欠です。

また、国・県はもとより流山市や近隣社会福祉協議会、保健・医療・福祉の関係機関・団体、教育機関・施設などと密接に連携し、身近な地域での支援体制を構築します。

一方、支援を必要とする方には、地域社会の一員として、尊厳を持って生活できるよう自立支援や福祉サービスを提供し、あらゆる社会資源を活用しながら、地域社会において自立した生活ができるよう支援活動を展開します。

こうした事業展開を通じて、地域の福祉課題を捉え直し、住民の皆様をはじめ、あらゆる機関・団体に働き掛け、新たな福祉サービスや活動プログラムの開発に努力します。

また、法や制度の谷間にある福祉課題にきめ細かく対応し、地域から孤立している世帯や複合的な課題を抱えている世帯への支援など、これまでの活動では対応しきれっていなかった課題に積極的に取り組みます。



第2章 組織体制の強化

(1) 職員体制の充実

市社協の職員体制には、これまで流山市からの受託事業や指定管理者事業を中心に、一定の条件下で要請される福祉課題に、あらかじめ定められている手段で対応する業務が多かったこと、社会福祉基礎構造改革以前は、競争原理が働きにくかったことなどの経緯がありました。

また、人事異動が少なく、事業別担当制をとってきたことから、組織としての知識やノウハウの蓄積よりも、担当する事業を中心とした職員個々の情報等の蓄積に主眼が置かれてきた傾向が見られます。

こうした中、事業型社会福祉協議会への移行に伴う職員・組織の急な拡大もあり、市社協の使命や理念、運営方針といった根幹をなす重要な部分を全職員が共通認識として把握していくことが重要になってきました。

そこで、社会福祉に携わる職員に必要な研修は、介護・育児などに関する講義や実技だけに留まらず、社会人として、組織人として当然学ぶべき基礎研修もあり、地域の課題や時代の要請を考えれば、福祉分野ばかりではなく、環境や教育、防災など一見、他分野と思われる研修も必要であることは疑いのないことです。

さらに、職場を離れ、職員自身が住むそれぞれの地域で、ボランティア活動や地域活動に参加することで気付くことや研鑽となる場合も多く、こうした活動等に積極的に参加する姿勢が大切です。職員の人材育成は、自らが主体的に取り組むべきものであるという基本原則に立ち、一方で、組織としても職員自らの成長を促す仕組みづくりの確立に積極的に取り組んでいきます。

(2) 運営体制の充実

市社協が、社会福祉の充実に役立ち、住民に信頼される組織となるためには職員研修や人事管理の手法を充実させるだけではなく、日々の人材育成の現場でもある職場環境の熟成が肝要です。

職場の体質、雰囲気は、職員の学習意欲に影響を及ぼすことから、自己研鑽に意欲的な職員を支援するための土壌づくりを推進します。

市社協は、職員の平均年齢が高く、在職年数は短い職員が少なくありません。

これは、介護保険事業や指定管理者制度への参入をはじめ福祉ニーズに対応

した業務の急な拡大のため中途採用職員が多いためです。将来を見据えた計画的な雇用や採用選考基準の強化、配置管理、人事管理制度の整備が急務です。

民間企業が、社会貢献として社会福祉に対する関心の高まりを見せている昨今では、社会福祉協議会と民間企業とのコラボレーションによる事業展開も可能になってきています。

市社協は、これまで一担当であったボランティアセンターを、平成28年度に係に格上げし、その充実を図りました。

このボランティアセンターは、災害時には、県内外からの被災地復興支援ボランティアを受け入れる拠点となることから、常日頃から組織の枠を超えて活動の展開を図る必要があります。

市社協は、災害時には、一方で、「災害ボランティアセンター」の機能を有し、他方で、「福祉避難所」として二次避難所の役割を担います。

首都直下型の地震が、高い確率で発生すると言われていた今日、災害時に複数の役割を持つ社会福祉協議会は、職場はもとより、各種団体や機関と連携し住民との協働を着実に推進していくことが何より重要です。

また、介護や育児等の福祉の現場に、虐待や貧困などの複数の要因が複雑に絡み合う困難事案が数多く生じ、関係する法律や制度の改正も頻繁に行われる現状では、係を超え市社協全体で情報を共有し、組織全体として対応していく必要が生じています。

こうした状況に対応する組織運営を可能にするためには、現在の係制を見直して課制に移行し、事務事業の執行に最も適した体制を整え、事務配分の適正化や職員の流動化を図ることが必要です。

そのためには、適材適所な人員配置が必要であり、柔軟な人事異動や人事交流の導入も検討していきます。

第3章 財源の確保

(1) 財源について

市社協の財源構造は、住民の皆様からの会費や賛助会費、企業等の皆様の法人会費、寄付金、共同募金配分金、基金利子、自動販売機の収益など住民の皆様や地域のさまざまな団体等に支えられている財源を基盤としつつ、市と共に公共性の高い事業に取り組むための、補助金や委託料などの公費財源によって構成されています。

平成12年度以降は介護保険制度の導入によって、また、平成17年度以降

は指定管理者制度の導入によって、財源の構造に大きな影響を及ぼしています。「事業型社協」への流れの中で、制度発足当時は、流山市社協が積極的に牽引してきた経緯もありますが、社会情勢を見極めながらあらゆる選択肢を視野に今後の方策を探っていきます。

（２）会員・会費の確保拡大

市社協は、本会の趣旨にご賛同いただいた市民の皆様や、法人・団体の皆様のご参加をいただきながら運営されている会員組織による民間の福祉団体（社会福祉法人）で、社会福祉法第１０９条に基づき設置されています。

複雑、多様化する福祉の需要に応えていくためには、法律や制度では行き届かない部分へのきめ細やかな活動が必要となります。

その中に、住民の皆様のお力をお借りしながら、「人と人との助け合い」の精神で、自分たちの手によって解決していく地域福祉を推進する役割を担うのが社会福祉協議会であります。

任意団体として昭和４２年に設立しました当時は、１世帯１００円の会費をお願いしておりましたが、昭和５３年の法人化に伴いまして、当時の社会情勢に鑑み３００円とさせていただき今日に至っています。

地域にお住まいの皆様の想いや状況、課題を把握させていただくこと、また情報の伝達や周知を進めるに際し、自治会のお力が不可欠になります。

また、市社協では、自治会の役員の方々や小学校区ごとに分かれて活動をされています地区社会福祉協議会（地区社協）の役員の方々等に、本会の評議員等をお引き受けいただき、事業計画や予算・決算など多方面にわたってご審議ご協力をいただいております。

こうした背景から、市社協では、協力員規程を定め、その趣旨にご賛同いただきました自治会から「協力員」のご推薦をいただき、市社協会長より委嘱をさせていただいたうえで、会費のとりまとめなどをお願いしています。この「協力員」制度は、他市にはない流山独自の制度です。皆様からお寄せいただきました会費の金額やその用途につきましては、毎年、パンフレットやホームページ等で公表しています。



（３）新たな財源確保と経費の節減について

市社協は、介護保険制度の導入以前から訪問介護事業（ホームヘルパー事業）や通所介護事業（デイサービス事業）を実施するなど、地域福祉の向上と新たな財源確保のためさまざまな事業を展開してきました。

市社協の経営努力や事業意欲が不足しては、当然、住民の皆様の理解や支持が得られず、存在意義そのものが問われかねません。そこで、市社協としての特性を発揮し、自己努力によって地域の福祉ニーズに即した事業を展開することで、自立的な経営体質を高め、それぞれの事業を発展させていかなければなりません。

介護保険事業等において採算性が求められる反面、利用料の減免措置に対応するなど低所得者への配慮、制度の谷間にある福祉ニーズへの柔軟な発想も求められています。

平成２５年度に会員規程を改正し、事業にご賛同いただける個人の方を対象にした「賛助会費」の金額を見直して、ご協力いただきやすいものとしたのはじめ、平成２６年度には、「組織・経営改善基本方針」を定め、持続可能な団体として経費の削減や人件費等の見直しを行ったところです。

今後も引き続き経費の削減に努める一方、新たな財源確保にも努めていきます。

財源構造や事業環境が大きく変化する中で、これからの市社協の目指すべき方向性を全職員が共通認識し、意識改革を図ることが強く求められています。

第４章 各種事業の展開

（１）地域福祉事業

① ボランティアセンター

住民の皆様との協働による福祉のまちづくりの実現のためには、ボランティア活動の活性化がかかせません。より多くの方がボランティア活動に関心を持ち活動につなげていただけるよう、養成・研修や広報・啓発活動を充実させると共に、市民活動団体・地域福祉関係者などとの連携を図り、多様なニーズの把握と支援に努めます。



一方、社会福祉協議会の役割として、災害時に立ち上げ・運営を行う災害ボランティアセンターに対する取り組みも、地震などの災害が頻発する今日ますます重要なものとなっています。災害ボランティアの養成や訓練、関係機関との連携、必要備品の充実など、緊急時に備えた取り組みを進めてまいります。

② 地区社会福祉協議会の支援

「ふれあいサロン」「高齢者と児童との交流会」をはじめとする最も身近で地域福祉活動に取り組んでいる、地区社会福祉協議会への支援を引き続き行うと共に、市民活動団体とのネットワーク構築に向けて取り組んでまいります。

③ 相談事業

心配ごと相談・成年後見相談事業については、民生委員・児童委員、成年後見受任団体の協力を得て、定期的に相談所を開設し、助言や必要な情報の提供を行ってまいります。

④ 学童クラブ(指定管理者事業)

- ・あすなろ学童クラブ（南流山小学校区）
- ・ひまわり第1学童クラブ（鰯ヶ崎小学校区）
- ・ひまわり第2学童クラブ（鰯ヶ崎小学校区）

流山市からの放課後健全育成事業として「あすなろ学童クラブ」と「ひまわり第1学童クラブ」の管理・経営を平成24年度より行っています。

本事業は、就労形態の多様化や学童クラブ周辺の開発による児童や子育て世代の増加が進み、毎年、入所希望者が増加しています。

そのような中、鰯ヶ崎小学校敷地内に新たに「ひまわり第2学童クラブ」が設置され、「ひまわり第1学童クラブ」同様本会において平成28年4月から管理・経営を開始しました。職員が各種研修へ積極的に参加するなど保育内容の充実を図っています。また、学童クラブは全国的に職員の確保が難しいことから、処遇改善なども行っています。



（２）障害者就労支援事業

① 身体障害者デイサービス事業（指定管理者事業）

在宅の身体障害者を福祉車両で送迎し、理学療法士や作業療法士などの専門講師による機能訓練をはじめ、作業レクリエーションなど各種のサービス提供を行っています。



心身機能の維持・向上、家庭内自立や職場復帰を目指す方などの社会参加を促進し、介護者の身体的・精神的な負担軽減を図るための通所サービスです。利用者の声にお応えし、平成２８年度より土曜日や祝日も運営するなど開設日を拡大しました。利用者から機能訓練に対する要望が多く、利用日数を調整している現状ですが、限られた財源のなかで最大のサービスの実現に努めてまいります。引き続き、機能訓練をはじめ、創作的活動等の充実を図り、心身機能の一層の維持・向上につなげられるよう取り組むと共に、関係機関・施設、病院等との連携を図ってまいります。

② 障害者等訪問介護事業（指定障害福祉サービス事業）

障害者総合支援法等に基づき、日常生活に支障のある身体・知的・精神障害者（児）等に対して、ご本人だけではできない事をお手伝いさせていただき、可能な限りご自宅で自立した日常生活を送ることができるよう支援させていただくサービスです。

訪問介護員（ホームヘルパー）がご自宅を訪問して、身体介護や日常生活の支援及び病院や公共施設等への外出の際の同行援護や移動支援などを行っています。

人工呼吸器を装着された重度の利用者に対しては、痰の吸引や胃瘻による注入等の特定行為も行っています。平成２７年度の報酬改正で、報酬単価が引き下げられましたが、身体介護の訪問時間割合がかなり高くなり、また、吸引等の体制加算が増えているため、現時点では、事業収益はやや上がっています。

良質なサービス提供ができるよう職員研修を充実し、今後も吸引等の資格者を増やし、身体介護率の訪問時間数を上げるなどをして、持続可能な運営に努めてまいります。

③ 流山こまぎ園（就労継続支援B型）の充実

障害のある方の働く場として、生産活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力向上のための支援を実施しています。

平成20年度の開所以来、大手スーパーの買い物かごの洗浄作業を通じて就労支援を図り、働くための知識や能力が向上するよう支援しています。

地域における障害福祉サービス事業所として、利用者や地域ニーズを的確に捉え、事業運営に反映していく必要があります。そこで、地域の理解や協力は不可欠ですので、定期的に行われている八木北地区社会福祉協議会との交流会など、地域との共催事業を実施し、地域に開かれた事業運営に努めていきます。



（３）在宅福祉サービス事業

① 高齢者デイサービス事業（指定管理者事業）

ご自宅にこもりがちな高齢者を送迎し、介護保険法のケアプランに沿って食事や入浴、機能訓練等のサービスを提供しています。

平成27年度の介護保険制度改正に伴い介護報酬が低下し、今後、大幅な制度改正・報酬改定が行われることも予想されています。

生活意欲の向上や社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上と併せ、介護者の身体的・精神的な負担の軽減を図るためには、欠かせない通所サービスですので、今後も、栄養士作成の献立による給食サービス、リフト浴を備えた入浴サービスをはじめ、脈拍・血圧チェックなどの健康指導、心身等の状況に応じた機能訓練のほか、利用者ひとり一人の希望に応じた創作的活動のメニューを取り入れていくなど、きめ細かな企画、新たな活動



等を開発し、魅力あるデイサービスに取り組んでまいります。

また、利用提供時間の拡大や各種加算の取得、創作的活動の材料費などあらゆる方面から検討・見直しを図り、持続可能なサービスの提供に努めてまいります。

② 高齢者訪問介護事業（介護保険事業）

日常生活に支障のある要介護高齢者に対して、可能な限りご自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、訪問介護員（ホームヘルパー）がご自宅を訪問させていただいています。

食事介助・排泄介助・通院介助・服薬介助・更衣介助・口腔ケア等の「身体介護」と、調理・掃除・洗濯・ベッドメイキング・生活必需品の買い物等の「生活援助」に大別される在宅サービスです。

介護保険制度改正により、介護報酬単価が引き下げられ、身体介護の訪問時間が増加したにもかかわらず、介護保険報酬は減収している状況にあります。また、今後、予定されている介護保険制度の改正によって事業収入に大きな影響が予想されます。

よりよいサービスの提供ができるよう職員の研修を充実し、身体介護率の訪問時間数を上げるなどをして増収に努めてまいります。

③ 高齢者訪問介護事業（日常生活支援総合事業）

介護保険制度の改正に伴い、要支援者に対する訪問介護事業は、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる地域支援事業に移行することになり、流山市では、平成27年度に「介護予防」が市単独の「総合事業」に移行しました。

流山市の施策により、当事業所では、現行の予防介護に相当する調理・掃除・洗濯等のいわゆる「みなし指定」サービスを続けています。

平成30年度に予定されている介護保険制度改正は、大きな改正が予想されていることから、介護保険制度の改正に対応できるよう準備を進めてまいります。

④ 高齢者訪問介護事業（その他の事業）

介護保険の対象にならない内容をカバーする「生活支援サービス」は、心身の障害及び傷病等の理由で、日常生活に支障がある高齢者等のおられるご家庭を対象としたサービスです。食事の支度、掃除、布団干し、洗濯、買い物、通院・院内介助等を行っています。

また、妊娠期及び産褥期の母親のいる世帯に対し、育児・家事等を支援する「ママ＆ベビーヘルプサービス事業」を実施しています。具体的には、授乳、オムツ交換、沐浴の介助、買い物、産褥婦の身体介助等を行っています。

これらのサービス利用料は全額自己負担で、本会の独自事業として取り組んでいます。今後も継続してサービスが提供できるよう工夫、努力してまいります。

⑤ 居宅介護支援事業（介護保険事業）

介護支援専門員（ケアマネジャー）が要支援・総合事業対象者及び要介護者の能力や意欲を尊重しながら、介護保険サービスを円滑に利用できるように支援させていただいています。

適切な保健、医療サービスを総合的かつ効率的に受けられるよう配慮し、行政をはじめ、地域の保健・医療サービス及び福祉サービス事業者等と綿密な連携を図りつつ、ケアプランの作成や見直しから介護全般の相談まで総合的なケアマネジメントを行っています。

福祉サービスの手続きや介護保険施設の紹介等は、特定のサービスや事業所に偏ることがないように、公正中立に行っています。

今後、介護保険制度の改正が定期的に行われることが予想され、介護保険サービスの利用内容等に変更が生じた場合などには、利用者等への説明など、その周知と共に、サービスがスムーズに移行できるように努めてまいります。

今後は、介護保険サービスだけではなく、地域の様々な社会資源を活用しての支援が重要となってきます。

地域に根差した支援を継続しつつ、より一層地域の方々との信頼関係、つながりを強化していきながら、関係機関との連携を図り、地域での包括的な支援の役割を果たせるように取り組んでいきます。

⑥ 介護認定訪問調査業務（市受託事業）

介護保険法に基づく要介護認定申請者に対して、介護支援専門員の資格をもつ訪問調査員が訪問させていただいています。

定められている認定期間ごとの更新申請者やご本人の心身における急変等に伴う区分変更申請者などの調査先を受け持ち、関係法令を遵守し、公正中立な立場で介護認定訪問調査業務を行っています。

要介護認定は、認定調査後に流山市に設置されている介護認定審査会において、一次判定結果、主治医意見書等に基づく審査判定（二次判定）が行われます。

要介護認定申請者のなかには、訪問調査時間や認定調査票作成時間が予定以上にかかるケースが増えており、業務の効率化を検討していきます。また、要介護認定申請者に対する認定調査が速やかに行えるように、訪問調査員の体制を確保しながら、引き続き、介護認定訪問調査業務を受託できるよう取り組んでまいります。

⑦ 流山市南部地域包括支援センター運営事業（市受託事業）

南部中学校区域と南流山中学校区域及びおおたかの森中学校区の一部の高齢者が住み慣れた地域で、尊厳ある、その人らしい生活が送れることができるよう介護、福祉、健康、生活に関するあらゆるご相談に応じています。そのため社会福祉士・看護師・主任介護支援専門員等を配置し、関係機関との連携を図り、地域の支援ネットワークや社会資源の活用と各種サービス利用調整等により在宅生活を支援しています。

具体的には、総合相談支援業務をはじめ、権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行っています。

近年、独居世帯、後期高齢世帯、認知症の方等の増加により、相談内容は多岐にわたっており、地域の方々をはじめ、病院、警察署などさまざまな機関からの相談件数が増加しています。

こうした傾向に対応していくために、行政機関、民生委員・児童委員、自治会、福祉施設、医療機関、民間事業所等との連携を強化し、地域ケア会議等の充実を図り、共通の理解、認識を深めていきながら、地域アセスメントに積極的に取り組んでまいります。

なお、呼び名についてもより親しみやすい「南部高齢者なんでも相談室」という愛称を使って普及、浸透を図っていきます。

（４）施設管理事業（指定管理者事業）

① 流山市地域福祉センター管理事業

流山市地域福祉センターは、平成８年１０月のオープン当時から「ケアセンター」の愛称で市民の皆様に広く親しまれています。

流山市社協は、指定管理者として施設全体の管理をさせていただきながら、地域福祉の向上のためさまざまな事業を、この施設を拠点に展開しています。

オープン当時から高齢者や身体障害者のデイサービスをはじめ、ボランティアセンター、訪問看護ステーション、研修室など流山市社協が実施している事業と、流山市が実施している事業、そして、ボランティアの皆様が実施している事業とが混在し、官民一体となった社会福祉活動の拠点となっています。

流山市地域福祉センターでは、市内で介護保険サービスを実施している事業所で構成されている流山市シルバーサービス事業者連絡会や学童クラブの指定管理者で構成されている流山市学童クラブ指定管理者連絡協議会、流山市民生委員児童委員協議会、流山市老人クラブ連合会（さわやかクラブ流山）など多くの福祉関係団体の連絡協議会活動も活発に行われています。

流山市社協は、築20年を経過した地域福祉センターの指定管理者として常に良好な施設環境を維持し、社会福祉の増進に貢献していきます。



② 流山福祉会館管理事業

昭和53年5月、近隣の工場からお湯を供給していただきお風呂付きの地域の憩いの場として誕生した「流山市第2福祉会館」は、その後、「流山福祉会館」と名称を変更し、平成18年度から流山市社協が指定管理者として施設管理を担当させていただいています。

市による旧本町のツーリズム推進施策の活性化もあり、利用者も順調に伸びています。近隣で行われる流山花火大会の際の施設開放など、他の主催者による観光イベント等にも地域の一員として積極的に協力する一方、歳末たすけあいチャリティコンサートなど自主事業も積極的に開催しています。

流山福祉会館は、階段に手すりを取り付け、トイレを洋式化し、貸し出し用車椅子を設置するなど計画的に高齢化に対応してきました。また、52畳の舞台付大広間については、座椅子と折りたたみ式パイプ椅子の両方を揃え、高齢化に対応しています。

築40年を超え、老朽化が著しい部分もありますが、これからも地域の福祉活動や学習活動、コミュニティ活動の拠点として市民の皆様にご利用いただけますよう日常のメンテナンスを心掛けていきます。また、多くの方々に施設を知っていただけるよう積極的に自主事業を展開するなど周知を図っていきます。



③ 自動販売機設置事業

流山市社協では、飲料水の売り上げの一部が市社協の収益となる社会貢献型自動販売機の設置に取り組んでいます。

飲み物を購入すると、その売り上げの収益の一部が流山市社協に寄せられ、福祉活動を通して地域の皆様に還元することのできる自動販売機です。

市内の公共施設にご協力いただき、平成28年7月現在で15か所、17台の社会貢献型自動販売機を置かせていただいています。

このうち、コミュニティプラザ流山とキッコーマンアリーナでは、災害発生時には本体に残っている飲料が無償で提供される災害ベンダー機能の自動販売機を設置させていただいています。

今後は、緊急時に備え、こうした災害ベンダー自動販売機やAED（自動体外式除細動器）を搭載した自動販売機を計画的に増やしていきます。

公共施設への自動販売機の設置につきましては民間業者をはじめさまざまな団体の皆様も参入されています。

市社協では、ご高齢の方や障害者の皆様にも利用しやすいユニバーサルデザインの自動販売機を設置するなど、ご利用いただく皆様の視点に立った自動販売機に逐次変更し、その収益の用途をわかりやすく公表していきます。

また、現在は公共施設に限って設置させていただいている社会貢献型自動販売機を、将来的には、設置希望者を募り、民間施設にも置かせていただくことによって、支え合う社会づくりの啓発や流山市社協の財政健全化の一助としていきます。



第3篇 策定資料

(1) 第2次流山市地域福祉活動計画策定委員名簿

任 期：平成28年5月12日から策定を完了まで

氏 名	選 任 区 分
1 松 山 毅	有識者(順天堂大学)
2 大 野 トシ子	流社協副会長(民生委員・児童委員)
3 大 津 直 之	流社協評議員(医療関係)
○4 川 嶋 英 幸	協力員(三輪野山自治会)
5 中 村 秀 夫	協力員(江戸川台西自治会)
6 金 田 伸 一	協力員(前ヶ崎自治会)
7 小 山 絹 子	民生委員・児童委員(八木中学校区)
8 塩 谷 節 子	民生委員・児童委員(南流山中学校区)
9 寺 谷 直 恭	民生委員・児童委員(東部中学校区)
10 玉ノ井 新 一	地区社協(流山中央)
◎11 八 島 鐘 之	地区社協(新川中央)
12 杉 田 修 司	地区社協(東部)
13 荒 木 悦 江	ボランティアグループ(ダ・カーポ)
14 井 川 宏	シルバーサービス事業者連絡会
15 石 幡 恒 美	老人クラブ連合会
16 古 林 泰 子	健康福祉部(福祉政策室)
17 生 方 康 之	市民の代表

※ ◎：委員長 ○：副委員長
(敬称略 順不同)

(2) 第2次流山市地域福祉活動計画

策定部会員・事務局名簿

任 期：平成28年6月7日から策定を完了まで

氏 名	所 属 ・ 職 名
◎加 藤 正 夫	流山市社会福祉協議会 事務局長
○直 井 英 樹	〃 事務局次長
古 林 泰 子	流山市健康福祉部 社会福祉課 健康福祉政策室 室長
宇田川 桂 一	流山市社会福祉協議会 在宅社会係 係長
染 谷 勝 巳	〃 ボランティアセンター センター長
鈴 木 忠	〃 地域福祉係 係長
※ ◎：部会長 ○：副部会長	

事 務 局

鈴 木 忠	流山市社会福祉協議会	地域福祉係 係長
早 川 恵	〃	地域福祉係 主査

(2) 策定委員会の開催状況

開催状況	(期 日)	議 題
第1回 策定委員会	平成28年 5月12日	○委嘱状の交付 ○委員長・副委員長の選出 〈議 題〉 (1) 第2次活動計画策定方針について (2) 第2次活動計画策定のスケジュール
第2回 策定委員会	平成28年 8月26日	〈議 題〉 (1) 前活動計画の評価について (2) 地域福祉活動計画について ・進捗状況について(骨子・素案)
第3回 策定委員会	平成28年 11月1日	〈議 題〉 (1) 地域福祉活動計画骨子について (グループワーク)
第4回 策定委員会	平成29年 1月20日	〈議 題〉 (1) 地域福祉活動計画素案について
第5回 策定委員会	平成29年 3月13日	〈議 題〉 (1) 地域福祉活動計画素案について

(3) 作業部会の開催状況

開催状況	(期 日)	議 題
第1回 作業部会	平成28年 6月27日	〈議 題〉 (1) 部会長・副部会長の選出 (2) 第2次活動計画策定方針について (3) 第2次活動計画策定のスケジュール
第2回 作業部会	平成28年 7月26日	〈議 題〉 (1) 前活動計画の評価について (2) 各系の進捗状況について
第3回 作業部会	平成28年 8月24日	〈議 題〉 (1) 前計画の事業評価について (2) 第2次計画の進捗状況について

開催状況	(期 日)	議 題
第4回 作業部会	平成28年 10月11日	〈議 題〉 (1) 前計画の事業最終評価について (2) 第2次計画の骨子案について
第5回 作業部会	平成28年 11月14日	〈議 題〉 (1) 第2次流山市地域福祉活動計画素案について
第6回 作業部会	平成29年 3月6日	〈議 題〉 (1) 第2次流山市地域福祉活動計画素案について

(4) 地域懇談会等の開催状況

第1回 地域懇談会

開 催 日	開催場所 (午前・午後)	内 容
平成28年7月21日	初石公民館 ・ 西深井福祉会館	地域課題・地域資源の掘り起こし
平成28年7月22日	中央公民館・東部公民館	地域課題・地域資源の掘り起こし

第2回 地域懇談会

開 催 日	開催場所 (午前・午後)	内 容
平成29年2月20日	森の倶楽部 ・ おおたかの森センター	第2次流山市地域福祉活動計画の概要説明
平成29年2月21日	流山市ケアセンター ・ 東部公民館	第2次流山市地域福祉活動計画の概要説明

平成29年第1回 理事会・評議員会

開 催 日	開催場所 (午前・午後)	内 容
平成29年3月8日	流山市ケアセンター	第2次流山市地域福祉活動計画素案について

【あ行】

○ アイマスク

目を覆って光を遮ることで、睡眠の補助のために使われます。

視界を遮ることになるため、福祉の場においては、視覚障害の疑似体験に利用されています。

○ NPO

Non Profit Organization の略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになります。

特定非営利活動促進法に基づく法人格を持った団体は「NPO 法人（特定非営利活動法人）」と呼ばれますが、法人格を持たない民間非営利団体も NPO と位置づけられます。（市民活動団体）

【か行】

○ 会費

社会福祉協議会は、地域で暮らす一人ひとりの住民が主体となっている民間団体です。

事業活動の財源としては、市や県からの補助金、共同募金事業の配分金や各種事業の収益などが充てられていますが、地域住民自らの活動として事業の自主性を高めるためには自主財源の確保が重要であり、そのために、会員制度に基づく会費の協力を社会福祉協議会の活動の主体である住民の皆様をお願いしています。

<会費の種別>

種別	年額	概要
普通会費	一世帯あたり 300 円	各世帯よりの拠出。（自治会の社協協力員を通じて納入。一括納入の自治会もあり）
法人会費	一口 10,000 円から	市内の法人や組合より
賛助会費	一口 1,000 円から	社協の事業に賛同をいただいた個人より

○ コーディネーター

ものごとの調整役のことであり、地域福祉の場においては、さまざまな福祉サービスの利用を調整するコーディネーターや個人と地域の諸機関、行政機関等との間で意見やニーズの調整を行うコーディネーター、ボランティア活動のニーズと希望者を調整するコーディネーターなどが必要と考えられ、“地域福祉コーディネーター”、“ボランティアコーディネーター”などの人材配置が進められています。

○ コミュニケーション

言葉や文字、身振りなどを通じて、互いの意志や感情、考えを相手に伝え、意思の疎通を図ることを意味しています。

地域福祉の場においては、住民相互のコミュニケーションの充実を図ることで地域の連帯感や支え合いの関係構築を図ることや、障害などにより他者に適切に自分の考えを伝えることが困難な人に対するコミュニケーションの支援などが重要と考えられます。

【さ行】

○ スキルアップ

「スキル」とは、物事を行うための能力で、交渉力など仕事を潤滑に進めるために必要な能力や、技術を証明するための資格、運動を行うための肉体的能力も含まれます。

「スキルアップ」とは、そうした能力の向上を図ることで、ここでは「地域福祉やボランティア活動に必要な能力の向上を図る」ことを意味します。

○ 成年後見

成年後見制度とは、認知症、知的障害や精神障害により判断能力が不十分な方々を法的に保護し、支えるための制度です。

判断能力が不十分な方に対して、成年後見人等が預貯金や不動産などの財産管理、介護、施設への入退所などの生活に配慮する身上介護を、本人に代わって法的に代理や同意、取消を行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援するものです。

本人の判断能力によって、後見（判断能力が全くない）、保佐（判断能力が特に不十分）、補助（判断能力が不十分）の区分があり、区分に応じて、同意、取消や代理の範囲などが決められます。

○ 生活困窮者自立支援事業者

経済的に困窮し、生活保護に至る可能性のある人を対象に、都道府県や市区町村が、自立に関する相談、就労に向けた基礎能力養成や訓練、家計相談などの包括的な支援を行う制度で、その業務を行政にかわり実施する機関です。

○ ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）

ソーシャルネットワークとは、家族、友人、同僚など、ある社会に属している個人と個人のつながりのことを指しており、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS=social networking service）はインターネットを利用して、こうした人と人のつながりの構築を支援するサービスの総称です。

趣味や居住地域、出身地や出身校、「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供するサービスであり、主なものとしては「Facebook」や「mixi」などがあります。

【た行】

○ 地域包括ケアシステム

要介護高齢者が増加する中で、要介護状態などになっても、住み慣れた地域に暮らすために、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するためのケアシステム。

○ 地域福祉コーディネーター

地域福祉コーディネーターとは、地域福祉の推進のために地域における地域福祉課題やニーズを発見し、必要な地域資源（情報・人・場所など）を結びつけていく、地域での生活を支えるネットワークの中心となる人材です。

＜地域福祉コーディネーターに期待される役割＞

- ①専門的な対応が必要な問題を抱えた者に対し、問題解決のため関係する様々な専門家や事業者、ボランティア等との連携を図り、総合的かつ包括的に支援する。また、自ら解決することのできない問題については適切な専門家等につなぐ。
- ②住民の地域福祉活動で発見された生活課題の共有化、社会資源の調整や新たな活動の開発、地域福祉活動に関わる者によるネットワーク形成を図るなど、地域福祉活動を促進する。

○ 地域包括支援センター

地域包括支援センターとは、介護や福祉に関する地域の総合相談窓口です。

当センターには、保健師や看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士といった専門職がいます。

介護や福祉のことに関する相談や介護予防プランのお手伝い、また、成年後見や虐待防止などの高齢者の権利を守る取り組みなど、地域の高齢者の生活を支える業務をしています。

流山市では、概ね2つの中学校区域に地域包括支援センターがあり（市内4ヶ所）、市から4法人が委託を受け、公正・中立な立場で業務を行っています。

○ 北部地域包括支援センター（北部中学校区・東深井中学校区）

○ 中部地域包括支援センター（常盤松中学校区・西初石中学校区・おおたかの森中学校区の一部）

○ 南部地域包括支援センター（南部中学校区・南流山中学校区・おおたかの森中学校区の一部）

○ 東部地域包括支援センター（東部中学校区・八木中学校区・おおたかの森中学校区の一部）

※社会福祉協議会は、南部地域包括支援センターを受託しています。

○ ツイッター

ツイッター（Twitter）とは、アカウントを取得することで、パソコンや携帯電話等を通じて、140文字以内のコメントを自分専用のWebページに投稿することができる無料のサービスです。

投稿されたコメントは、不特定のユーザーの他、任意の特定のユーザーに限定して公開することもでき、メールのようなコミュニケーションツール、自分発の情報を発信する即時性の強いメディアとしても活用されています。

【な行】

○ ニーズ

必要、必要なもの、要求、需要などの意味。

“市民ニーズ”、“住民ニーズ”と使用している場合、市民が必要としていること（もの）などの意味を指します。

○ 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりなどのサポートを行います。

○ ネットワーク

複数の要素が網の目のようにつながっていることを意味しており、“地域のネットワーク”といった場合、個々の住民間のつながり、住民と行政その他の関係機関とのつながり、関係機関の間のつながりがそれぞれ網の目のようにつながることを指しています。

【は行】

○ ヒアリング

ヒアリングは“聞くこと”を意味しており、本計画においては、関係者等の意見を聞く意見聴取会や聞き取り調査のことを指しています。

○ पीデーエフ

PDFは、インターネットで電子文書を流通させるための標準的フィル形式の一種です。、Portable Document Format（ポータブル・ドキュメント・フォーマット）の頭文字を取ったものです

○ フォローアップ

ある事柄を徹底させるために、後々まで検証・分析、追跡調査等を行うことを意味しています。

何らかの取り組みや、研修等の効果が徹底されるように、一過性のイベントや講座で終わらせるのではなく、その後も定期的に進捗や効果を検証し、所期の目的が達成されるように行われる必要なサポート活動等を指しています。

○ ホームページ

ホームページとは、本来 Web ブラウザ（Internet Explorer、Firefox、Google Chrome、Safari など）を起動したとき最初に表示されるページのことを意味していますが、現在では、自治体や企業等の公式 Web サイト、インターネット上で閲覧できるすべてのページの意味で使われることもあります。

本計画書においては、流山市社会福祉協議会の公式 Web サイトのことを市社協ホームページ（市社協HP）などと表記しています。

○ ボランティア

ボランティア活動は、個人の自由な意志に基づいて行う自主的・自発的な活動であり、地域やより大きな社会をともに支えていくために、自らの判断で自分が取り組むことのできる目の前の課題の解決に向けて行われるものです。

ボランティアはそのようなボランティア活動を行う人のことを意味しています。

＜ボランティア活動の原則＞

- 自主性・自発性
- 社会性・連帯性
- 無償性・無給性
- 先駆性・開拓性

第2次流山市地域福祉活動計画

平成29年3月

発 行	社会福祉法人 流山市社会福祉協議会
住 所	〒270-0157 千葉県流山市平和台 2-1-2 流山市ケアセンター3 階
電 話	04-7159-4735
F A X	04-7159-4736
ホームページ (URL)	http://www.nagareyamashakyo.com/

